

令和4年決算特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年10月17日(月) 午前 10時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	川窪 幸治 君	副委員長	鈴木 てるみ 君
委員	松下 太葵 君	委員	久木田 大和 君
委員	野村 和人 君	委員	藤田 直仁 君
委員	塩井川 公子 君	委員	平原 志保 君
委員	木野田 誠 君	委員	有村 隆志 君
委員	池田 綱雄 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員	植山 太介 君	議員	今吉 直樹 君
議員	竹下 智行 君	議員	山口 仁美 君
議員	宮田 竜二 君	議員	前島 広紀 君

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	市政推進特任部長兼秘書広報課長	富永 博幸 君
総括工事監査監	松崎 浩司 君	総務部参事兼総務課長	永山 正一郎 君
危機管理監	平田 雄嗣 君	安心安全課長	林元 義文 君
財政課長	石神 幸裕 君	財産管理課長	楠元 聡 君
工事契約検査課長	末永 明弘 君	税務課長	吉永 利行 君
収納課長	萩元 隆彦 君	総務課主幹	豊田 理津子 君
総務課主幹	安樂 尚子 君	総務課主幹	柳田 謙一郎 君
安心安全課主幹	有村 浩 君	秘書広報課主幹	堀ノ内 周作 君
秘書広報課主幹	種子島 進矢 君	財政課主幹	末増 あおい 君
財産管理課主幹	堀切 貴史 君	工事契約検査課主幹	山下 弘美 君
工事契約検査課主幹	脇 伸宏 君	税務課主幹	有村 昭司 君
収納課主幹	尾辻 善尋 君	安心安全課交通防犯グループ長	末重 公司 君
財産管理課財産管理グループ長	向吉 孝司 君	税務課固定資産税グループ長	用具 大星 君
収納課収納第1グループ長	福元 啓太 君	収納課収納第3グループ長	安栖 大悟 君
総務課総務管理グループキブリーター	小島 崇 君	安心安全課交通防犯グループキブリーター	古賀 政男 君
税務課市民税グループキブリーター	袴 貴子 君	税務課市民税グループキブリーター	田中 智絵 君
財政課財政グループ主査	兒玉 侑大 君	財政課財政グループ主事	久保 諒眞 君
安心安全課交通防犯グループ主事補	吉永 蒼天 君		
企画部長	出口 竜也 君	企画政策課長	上小園 拓也 君
地域政策課長	藤崎 勝清 君	情報政策課長	八ヶ代 秋吉 君
D X推進課長	野村 博昭 君	溝辺総合支所長兼地域振興課長	堂平 幸司 君
企画政策課主幹	藤田 光治 君	地域政策課主幹	今村 伸也 君
情報政策課主幹	出口 幹広 君	情報政策課主幹	永井 尚美 君
D X推進課主幹	三善 智弘 君	溝辺総合支所地域振興課主幹	宗像 茂樹 君
企画政策課行革政策グループ長	横山 雅春 君	地域政策課地域政策グループ長	横山 雅春 君

DX推進課情報化推進グループ長	二宮 紀仁 君	企画政策課企画政策グループサブリーダー	川床 智文 君
地域政策課地域政策グループサブリーダー	有馬 一樹 君	溝辺地域振興・教育グループサブリーダー	秋窪 貴洋 君
溝辺地域振興・教育グループ主査	山野 茂洋 君	企画政策課企画政策グループ主任主事	藤山 健 君
企画政策課行革推進グループ主任主事	阿萬 真央 君	企画政策課行革推進グループ主事	平田 祐実 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の所管に係る協議事項は、次のとおりである。

議案第74号 令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 令和3年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時59分」

○委員長（川窪幸治君）

決算特別委員会を開会します。本日は、決算関係議案14件のうち、2件の審査を行います。

△ 議案第74号 令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

まず、議案第74号、令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、総括の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

それでは、「議案第74号 令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について」、その概要をご説明申し上げます。令和3年度の当初予算は、コロナ禍における初の本格的な予算編成作業となったことから、税収の落ち込みなどの影響をどのように予測すべきかの判断が、非常に難しい予算編成となりました。このような中ではありましたが、令和3年度における本市の財政運営につきましては、令和2年度で普通交付税の合併算定替の措置が終了した中で、引き続き、「霧島市経営健全化計画（第3次）」の計画達成に向け、市税等の徴収率向上やふるさと納税の取組など自主財源の確保に積極的に取り組むとともに、今後見込まれる大型事業等に供え、積極的な基金の涵養に努めたところです。また、令和3年度は3次計画の最終年度にあたったことから、将来にわたり持続可能な財政基盤を堅持するため、令和4年度以降の新たな指針となる「霧島市経営健全化計画（第4次）」を策定しました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施された国の施策に呼応し、本市では過去最高となる18号に及ぶ一般会計補正予算を編成し、令和2年度からの繰越予算を除く予算総額は、同感染症の影響で過去最高額となった令和2年度に次ぐ731億3,549万5千円となりました。また、21弾に及ぶ新型コロナウイルス感染症緊急対応策も実施しました。歳入面においては、市税において、徴収猶予等の影響を受け、11年ぶりに徴収率が前年度を下回る結果となった令和2年度と比較し、調定額は下回ったものの、徴収率は過去最高となり、同率の団体があるものの県内19市中1位となりました。また、各収入の徴収率向上への取組、ふるさと納税の広報、未利用財産の売却などに力を入れるなど自主財源の確保には積極的に努めたところです。一方、依存財源については、新型コロナウイルス感染症対策関係で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、その他新型コロナウイルス感染症対策関係交付金などがあったものの、市民一人当たり10万円を給付した特別定額給付金給付事業が皆減となったことから、大幅に減少し、歳入総額は前年度比7.5パーセントの大幅減となりました。歳出面においては、新型コロナウイルス感染症対策関係で扶助費が大きく増加した一方、事業の終了による普通建設事業費の減、歳入同様、補助費等で特別定額給付金給付事業が皆減となったほか、徹底した経費節減を進めたことにより、歳

出総額は前年度比 8.2 パーセントの大幅減となりました。その結果、令和 3 年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額 758 億 8,801 万 1 千円、歳出総額 718 億 9,154 万 6 千円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、39 億 9,646 万 5 千円、さらに、この金額から翌年度へ繰越すべき財源 8 億 5,919 万 4 千円を差し引いた実質収支は、31 億 3,727 万 1 千円の黒字となりました。また、令和 3 年度末の市債現在高は、516 億 116 万 6 千円で、前年度末より約 13 億 4 千万円減少しました。一方、財源調整に活用可能な財政調整、減債、特定建設事業の 3 基金合計現在高は、162 億 4,798 万 2 千円となり、前年度末を約 20 億 2 千万円上回る結果になりました。なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質公債費比率は 6.6%で、他の健全化比率等も含め、全ての数値で国が示す早期健全化基準を下回っていることなどから、概ね健全な財政運営を行っているものと考えているところです。今後とも、持続可能な健全財政を堅持するために、合併以降年々増加している扶助費をはじめとする社会保障関係費、今後の大型事業の実施、経年劣化に伴う施設改修等に備え、引き続き、中長期的視点に立って、自主的、自律的に行財政改革を推進してまいります。以上で、一般会計の決算全般についての総括説明を終わりますが、引き続き、決算の概要について財政課長が、税収等の状況について税務課長、収納課長がそれぞれご説明いたしますので、よろしくご審査いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（石神幸裕君）

まず、はじめに、令和 3 年度の決算概要につきましては、3 頁の第 1 表に誤りがあり、修正作業が必要となりましたことをお詫び申し上げます。それでは、令和 3 年度決算概要について、ご説明します。この決算概要については、総務省が毎年度行っている地方財政状況調査（いわゆる決算統計）をベースに分析を行ったものです。この調査は、一般会計と公営事業会計以外の会計を統合し、地方財政統計上統一的に用いられる普通会計としてまとめたものになります。令和 3 年度普通会計決算額は、一般会計決算額から鹿児島県後期高齢者医療広域連合の事業会計計上分等である 1,009 万 4 千円を除いた額であり、令和 3 年度の一般会計歳入歳出決算書とは数字が異なります。また、各款の決算額についても分析方法の違いにより、決算書と数字が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。まず、令和 3 年度決算概要の資料に基づきましてご説明します。2 ページをお開きください。普通会計決算の総括です。決算総額では、歳入総額が 758 億 7,791 万 7 千円で対前年度比 7.5%減、歳出総額が 718 億 8,145 万 2 千円、対前年度比 8.2%の減となりました。3 ページ、第 1 表をご覧ください。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、39 億 9,646 万 5 千円の黒字となり、形式収支から翌年度へ繰越すべき財源 8 億 5,919 万 4 千円を差し引いた実質収支は、31 億 3,727 万 1 千円の黒字となりました。令和 3 年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、4 億 3,591 万 4 千円の黒字となり、単年度収支に財政調整基金への積立及び取崩並びに元利償還金の繰上償還金を加味した実質単年度収支は、4 億 2,255 万 9 千円の黒字となりました。財政力指数は、前年度より 0.02 ポイント低下した 0.54 で、標準財政規模は、354 億 1,175 万 8 千円となりました。そのほか、後ほどご説明しますが、経常収支比率については、83.3%で、前年度の 90.5%から 7.2 ポイント改善し、実質公債費比率については 6.6%で、前年度の 6.5%を 0.1 ポイント上回りました。次に、4 ページをお開きください。普通会計決算の財政構造になります。はじめに、歳入です。5 ページの第 3 表で歳入の状況をそれぞれの区分ごとにお示ししています。主な内訳については、市税が構成比 21.6%（前年度 19.8%、1.8 ポイント増）決算額 163 億 7,500 万 6 千円となりました。同様に、地方交付税が 20.6%（前年度 17.7%、2.9 ポイント増）の 156 億 2,263 万円、国庫支出金が 23.2%（前年度 32.4%、9.2 ポイント減）の 175 億 7,300 万円、県支出金が 7.0%（前年度 7.3%、0.3 ポイント減）の 52 億 8,425 万 5 千円、市債が 7.0%（前年度 6.3%、0.7 ポイント増）の 52 億 8,290 万円となりました。具体的な項目では、増加の主なものとして、市税については、法人市民税が 1 億 9,719 万 7 千円、地方交付税については、普通交付税が 9 億 6,674

万2千円、財産収入については、財産売払収入が1億9,435万1千円それぞれ増加しました。一方、減少の主なものとして、国庫支出金については、(新型コロナ)特別定額給付金給付事業費・事務費補助金が125億6,742万4千円、県支出金については、畜産クラスター事業費をはじめとする普通建設事業費支出金が8億451万2千円、繰入金については、財政調整基金繰入金が3億3,121万3千円それぞれ減少しました。次に、7ページをお開きいただき、第4図 自主財源と依存財源をご覧ください。市税、繰越金、基金からの繰入金、使用料及び手数料、寄付金等が自主財源で、構成比としましては、36.3%です。依存財源は、国庫支出金、地方交付税、県支出金、市債等で、構成比は63.7%です。自主財源の占める割合は前年度の31.7%から4.6ポイント上昇しました。自主財源の占める割合が上昇した主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度に交付された(新型コロナ)特別定額給付金給付事業費が皆減になったことなど特殊要因によるものであり、行政活動の自立性と財政基盤の安定性を確保する上から、今後とも、自主財源の比率を高める必要があります。次に、第5図 一般財源等と特定財源をご覧ください。一般財源等は60.7%を占めており、市税、地方交付税、繰越金、地方消費税交付金等です。なお、市債の割合が第5図では2.8%と4.2%に分かれており、第4図及び第6図では7.0%となっています。これは、第5図の2.8%の市債は普通交付税から振り替えられた臨時財政対策債及び過年度の災害に係る災害復旧事業債であり、一般財源扱いとなるためです。特定財源は39.3%を占めており、国・県支出金、臨時財政対策債等以外の市債等で、それぞれ使用目的が決定している財源です。次に、第6図 経常的収入と臨時的収入をご覧ください。経常的収入は、市税、地方交付税、国・県支出金等です。市税は第4図及び第5図では21.6%でしたが、このグラフでは、都市計画税が臨時的収入に分類されるため、都市計画税を除外した税の割合で、20.9%となります。同じく地方交付税では特別交付税が臨時的収入に分類されるため、普通交付税の割合で、18.5%となります。歳入に占める経常的な収入が多ければ多いほど、安定的な財政運営ができるということになりますので、このような観点からも、市税あるいは国県支出金といった経常的収入の確保に努めていかなければなりません。続きまして、歳出の状況になります。まず、目的別の歳出状況については、10ページをお開きいただき、第4表をご覧ください。目的別の歳出状況は、それぞれの年度において、歳出の目的別経費の支出状況が異なることから、年度ごとにばらつきがあります。民生費が38.5%と最も高く、次に総務費17.2%、教育費11.1%、公債費9.5%の順となりました。増加した主な項目としては、衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施などに伴い33.3%の増、民生費については、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の実施などに伴い17.0%の増などです。一方、減少した主な項目としては、総務費については、(新型コロナ)特別定額給付金事業の終了に伴い43.9%の減、農林水産業費については、畜産クラスター事業の終了などに伴い23.6%の減、商工費については、事業継続支援給付金給付事業等の事業費減に伴い16.8%の減となりました。次に、性質別の歳出状況については、11ページの第5表をご覧ください。義務的経費は53.3%、383億1,498万9千円、投資的経費は12.1%、86億7,609万6千円、その他の経費は34.6%、248億9,036万7千円です。前年度との比較では、義務的経費が38億9,824万円の増で、その主な要因は、扶助費が新型コロナウイルス感染症対策の子育て世帯臨時特別給付金給付事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の実施等に伴い40億2,777万4千円増加したことによるものです。投資的経費が16億6,856万5千円の減で、その主な要因は、普通建設事業費が小中学校ICT環境整備事業、畜産クラスター事業の終了などに伴い17億3,731万1千円減少したことによるものです。その他の経費は86億5,920万6千円の大幅減で、内訳として、補助費等は(新型コロナ)特別定額給付金給付事業の終了などに伴い123億1,817万6千円の減、積立金は特定建設事業基金、減債基金、ふるさとさときばいやんせ基金等の積み立て増に伴い33億1,405万9千円の増となりました。次に、将来にわたる財政負担として、市債及び積立基金について分析したものです。15ページをご覧ください。市債については、第6表

で公債費の財源別内訳等を、第7表で市債の現在高をお示しています。第6表の決算額68億4,431万6千円のうち、一般財源等が67億1,436万3千円で98.1%を占めており、大部分を一般財源等で償還しています。第7表では、これまでと同様に借入額を償還元金以下に抑制したことにより、令和2年度末の現在高529億4,576万5千円に対して、令和3年度末では、516億116万6千円となり、13億4,459万9千円減少しました。16ページをお開きください。令和3年度中に発行した市債は、第9表のとおり、令和2年度繰越分の借入額16億8,190万円と令和3年度借入額36億100万円を合わせた52億8,290万円で、そのうち、合併特例事業債は22億1,990万円、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債は21億1,740万円発行しています。次に、18ページをお開きください。経常収支比率については、財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標として用いられています。これは、歳出の経常的な経費に充当された一般財源等305億4,399万7千円が経常的に収入される一般財源等366億7,538万7千円に占める割合で算出するもので、経常的な支出に充当する一般財源等が多くなれば、臨時的支出に一般財源等を充当することができなくなるため、財政構造に弾力性がないということになります。先ほども触れましたように、令和3年度の経常収支比率は、前年度の90.5%から7.2ポイント改善し、83.3%となりました。改善した要因としましては、普通交付税、地方消費税交付金等の経常的に収入される一般財源等が増加したことによるものです。次に、21ページをお開きください。基金の状況になります。積立基金について、令和2年度末と比較しますと28億1,947万7千円増加しています。22ページをご覧ください。第13表 積立基金残高では、財政調整に活用可能な財政調整基金、減債基金及び特定建設事業基金の3基金残高は、20億1,590万7千円増加し、162億4,798万2千円となりました。最後になりますが、令和3年度の本市の状況を全国の類似団体と比較すると、自主財源比率は36.3%、財政力指数は0.54と低く財政基盤が脆弱である状況に変化はありませんでした。一方、歳出面では、増加し続けている扶助費などの社会保障関連経費が、少子高齢化の進行に伴い今後も増加傾向にあること、敷根清掃センターをはじめとする多くの公共施設等で経年劣化への対応が必要であること、更には新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰を含む様々な対応・取組、総合治水対策をはじめとした必要不可欠な大型の普通建設事業や、延期になった「特別国民体育大会」も控えていることなどから、今後においても多くの財政需要が見込まれる状況にあります。このような厳しい財政状況の中で、本市を取り巻くあらゆる課題の解決や市民福祉の向上に努めなければなりません。このため、「霧島市行政改革大綱（第3次）」や、令和3年度に策定した「霧島市経営健全化計画（第4次）」などに基づき、より一層、効果的かつ効率的な財政運営に取り組んでいくとともに、自治体DXや霧島市公共施設管理計画及び個別施設計画に基づく施設保有量の見直し・適正化（総量縮減）についても積極的に推進していく必要があります。今後とも、後年度の財政運営に支障をきたさないように、常に中長期的な視点に立って、財政収支の均衡を図るとともに、計画的な財政運営を行うために基金の積み立てを行う一方、市債の発行や債務負担行為の設定等については慎重を期するなど、今まで以上に健全財政の堅持に努めていかなければならないと考えています。なお、24ページ以降には資料を掲載していますのでご参照ください。以上で決算概要の説明を終わります。

続きまして、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明します。まず、健全化判断比率の各比率についてご説明します。最初に「実質赤字比率」は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率になります。標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な状態で通常収入するであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したものになります。本市の令和3年度決算では、実質収支が黒字であるため、マイナス8.85パーセントと負の値となり、「-」となります。地方公共団体において、財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である早期健全化基準

は、本市の場合 11.59 パーセント以上となります。また、地方公共団体の財政状況の著しい悪化に伴い、自主的な財政の健全化を図ることが困難な場合に、計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である財政再生基準は、市町村の場合 20 パーセント以上となっています。本市はいずれも基準を下回っており、問題はありません。次に「連結実質赤字比率」は、特別会計や公営企業会計を含んだ全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率になります。本市は、連結実質収支が黒字であるため、マイナス 29.96 パーセントと負の値となり、「－」となります。早期健全化基準は本市の場合 16.59 パーセント以上、財政再生基準は 30 パーセント以上となっていますので、本市はいずれも基準を下回っており、問題はありません。次に「実質公債費比率」は、一般会計等が負担する元利償還金、一部事務組合の起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金や、公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率になります。これは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示したものであるということもできます。本市は、6.6 パーセントとなっており、早期健全化基準は 25 パーセント以上、財政再生基準は 35 パーセント以上となっていますので、本市はいずれも基準を下回っており、問題はありません。最後に「将来負担比率」は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率になります。これは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示したものであるということもできます。本市は、地方債の償還等に充当可能な財源が将来負担額を上回ったことから、マイナス 34.5 パーセントと負の値となり、「－」となります。早期健全化基準は市町村の場合 350 パーセント以上となっていますので、本市は基準を下回っており、問題はありません。次に、「資金不足比率」についてご説明します。これは、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、本市はいずれの会計も資金不足がありませんので、「－」となります。地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図る基準として定められた数値である経営健全化基準は 20 パーセント以上となっていますので、本市は基準を下回っており、問題はありません。まとめとしまして、本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の示す早期健全化基準等を下回っており、本市は財政が比較的健全な自治体と区分されますが、早期健全化、財政再生への取組を強制されないことがないよう、引き続き、自主的、自立的に改革改善を実施していく必要があると考えています。以上で説明を終わります。

○収納課長（萩元隆彦君）

税務課・収納課関係の税収等の決算概要につきまして、ご説明いたします。「決算附属書」の 16 ページの、市税の個別の収納状況につきましては、まず、個人市民税の現年課税分が、調定額 51 億 5,490 万 5,145 円に対し、収入済額 51 億 2,218 万 8,973 円で、徴収率 99.37%であります。滞納繰越分は、調定額 8,763 万 8,236 円に対し、収入済額 3,181 万 8,835 円で、徴収率 36.31%となっております。次に、法人市民税の現年課税分が、調定額 10 億 2,204 万 2,100 円に対し、収入済額 10 億 1,951 万 1,600 円で、徴収率 99.75%であります。滞納繰越分は、調定額 1,365 万 2,846 円に対し、収入済額 724 万 2,558 円で、徴収率 53.05%となっております。次に、固定資産税の現年課税分が、調定額 80 億 3,890 万 9,968 円に対し、収入済額 79 億 4,797 万 6,042 円で、徴収率 98.87%であります。滞納繰越分は、調定額 3 億 6,860 万 271 円に対し、収入済額 1 億 9,305 万 5,630 円で、徴収率 52.38%となっております。また、国有資産等所在市町村交付金につきましては、調定額・収入済額ともに 9,904 万 3,000 円であります。次に、軽自動車税の環境性能割は、調定額・収入済額ともに 1,498 万 2,900 円であります。種別割の現年課税分が、調定額 4 億 8,729 万 8,600 円に対し、収入済額 4 億 8,353 万 1,881 円で、徴収率 99.23%であります。滞納繰越分は、調定額 1,078

万 5,763 円に対し、収入済額 288 万 1,252 円で、徴収率 26.71%となっております。次に、市たばこ税の現年課税分は、調定額・収入済額ともに 8 億 7,117 万 1,920 円であります。次に、入湯税の現年課税分は、調定額・収入済額ともに 6,377 万 360 円であります。次に、都市計画税の現年課税分が、調定額 5 億 1,453 万 1,001 円に対し、収入済額 5 億 1,019 万 2,153 円で、徴収率 99.16% であります。滞納繰越分は、調定額 1,595 万 4,818 円に対し、収入済額 763 万 9,419 円で、徴収率 47.88% となっております。また、市税全体では、調定額 167 億 6,328 万 6,928 円に対し、収入済額 163 億 7,500 万 6,523 円、徴収率 97.68% で、前年度と比較して 1.05 ポイントの増となっております。以上で収納課関係の税収に関する説明を終わります。

○税務課長（吉永利行君）

次に税務課から「決算附属書」16 ページ（款）2、地方譲与税から、21 ページ（款）10、国有提供施設等所在市町村助成交付金までの収入状況について、ご説明いたします。（款）2、地方譲与税は、地方揮発油譲与税から地方道路譲与税まで、それぞれの譲与税の調定額及び収入済額は、ともに同額であり、合計額が 7 億 7,458 万 2,001 円、対前年度比 18.38% の増であります。内訳については、（項）1、地方揮発油譲与税が 1 億 4,254 万 1,000 円、（項）2、自動車重量譲与税が 4 億 754 万 8,000 円、（項）3、森林環境譲与税が 7,459 万 1,000 円、（項）4、航空機燃料譲与税が 1 億 4,990 万 2,000 円、（項）5、地方道路譲与税が 1 円となっております。次に（款）3、利子割交付金は、846 万 4,000 円、（款）4、配当割交付金は、3,532 万 7,000 円、（款）5、株式等譲渡所得割交付金は、4,908 万 9,000 円、（款）6、法人事業税交付金は、2 億 2,193 万 8,000 円、（款）7、地方消費税交付金は、29 億 7,309 万 6,000 円、（款）8、ゴルフ場利用税交付金は、5,067 万 6,224 円、（款）9、環境性能割交付金は、3,152 万 5,000 円（款）10、国有提供施設等所在市町村助成交付金は、185 万 3,000 円の調定額となっており、収入済額も同額であります。（款）3 から（款）10 までの交付金の合計額は、33 億 7,196 万 8,224 円で、対前年度比 12.44% の増であります。以上で税務課関係の税収に関する説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

これから質疑に入ります。質疑はありますか。非常に幅が広いので、資料の名前とか、ページ数を言っていて、質問のほうをしていただければと思います。

○委員（平原志保君）

説明ありがとうございました。今回、納税の件なんですけれども、納税お知らせセンターというものを設置されて、電話で自主納付の呼びかけをされているということなんですけれども、これは何件ぐらいやった結果、こういうふう今回高いポイントが保たれたというふうにお考えなんですか。何件ぐらいかけていますか教えてください。

○収納課長（萩元隆彦君）

納税お知らせセンターで、年間お知らせしている件数は約 3 万 9,000 件になります。

○委員（前川原正人君）

決算概要の 15 ページに記載があるわけですが、臨時財政対策債、これはもう、いわゆる、本来であれば、地方交付税として財源措置されるべきものが、国、そして地方に対して、いわゆる借金を背負わせるということの、これがずっとこれまで十数年、十数年以上ですね、20 年以上近く、来たわけなんですけれども、この臨時財政対策債の部分で後年度措置ということが言われているんですけれども、これはこれまで、後年度措置ということは、次の年度でちゃんとしっかりと財源措置をされるという、そういう理解でよろしいですか。

○財政課長（石神幸裕君）

臨時財政対策債につきましては、毎年度実施します普通交付税の算定に当たりまして、普通交付税の基準財政需要額に、その年度の元利償還金が理論償還値に基づいて措置されていることを確認

しております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、決算概要の中で21ページの中でありませけれども、今回の決算までは、いわゆる経営健全化計画にのっとり、2021年度でこれが一つの節目として、来年度からは、来年、2022年、23年度からは、第4次ということで、新たに乗ってくるわけですが、この令和3年度の経営健全化計画で見ますと、54億2,000万円の見込額でありますけれども、予算がですね。ただし、今回の財政状況を見たときに、決算額では78億円という、基金残高に約ですね、なっているわけです。このことをどのように経営健全化計画と見た場合に分析をしていらっしゃるのか。お示しいただければと思います。

○財政課長（石神幸裕君）

基金の残高につきましては、経営健全化計画ではこれまでも、最低この額は必ず必要な額ということで、これを下回ることがないように、財政運営に努めてきたところです。特に、令和3年度につきましては、健全化計画の3次が終了する年度でありまして、令和4年度に向けては、第4次のスタートになります。第3次におきましては、これまで、初年度の計画値と当初予算がずれておりまして、そこから数字に乖離が生じていたものですから、今回の第4次の策定につきましては、令和4年度の当初予算と、第4次の初年度を一致させるということで、強いて言えば、令和3年度末の基金残高は第4次のスタートになる基金の残高になります。令和7年度までの特例債の終了活用までに、クリーンセンターはじめ、大型事業を抱えておりますので、それに持ちこたえる、基金がなければ、財政運営ができませんので、令和3年度、特に、部長も冒頭申し上げましたけれども、コロナにおいて市税の一般財源の見込みが非常に難しく、対前年度約8億の減をしたところでした。しかしながら、実際3年度に入りまして、市税の落ちがなく、逆に伸びて、プラス、追加の交付税の追加等もございまして、その分が、基金に積むことができたことによって、何とか健全化計画（第4次）のスタートを今後、乗り切れる基金残高になったものと考えております。

○委員（前川原正人君）

確かに、冒頭で部長おっしゃったように、コロナだったりとか、景気の低迷だったりとかで、経済が不安定な状況で、予算をどういうふうに組んでいくのか、その財源の措置をどういうふうにしていくのか、不足分をどう補填をしていくのかということ苦慮されたと思います。ただ私が言いたいのは、第3次の経営健全化計画を見たときには、今、財政課長がおっしゃるように、乖離が相当出たわけです。だから今度は4次で、ある一定程度、見込額として、4次のほうの概要が、今年の2月21日に全協の中で説明があったわけですが、言い方を変えれば、今回の第4次の経営健全化計画に、現状を計画に合わせたというようなことにもならざるを得ないのかなと思います。現時点からの出発になりますので、それはそれとして、そうせざるを得ないであろうと、乖離があるわけですので、それはそれでよしとしたとしても、要は実際の額に合わせるわけですが、一番心配なのは、金が余ったから良かった良かった、余ったっというのはいけません。余裕があったというのは、確かにいいことではあるんですけども、今後のシミュレーションで計画を見たときに、これが堅持していけるのかということが一番の懸念材料なわけです。ただそれは先々の話ですので、今の時点で、それはもうわかりませんと言えばそこまでですけど、これがあくまでも経営健全化（第4次）が、一つの指標になるわけですが、やはりその状況のもとでも、いわゆるその状況に応じては、増減をし、それにまた、見直しもしていくという理解でよろしいんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

第4次の策定を令和3年度で行ったんですけども、令和元年度の最後のほうから、コロナ禍に入りまして、いわゆる平時モードが非常時モードで今ずっと続いてきております。その中で、令和

3年度の第4次策定に向けまして、今後5年間、10年間の財政シミュレーションを行いました。その財政シミュレーションの中では、平時モードとしてシミュレーションいたしまして、そういうことからしますと、コロナで、今、臨時交付金を活用した事業を進めておりますけれども、それには、国からの臨時交付金も合わせて、通常、平時では使わない、事業実施しないであろう事業に対して一般財源を投入しております。その分が、今後どうなるかっていうことに対しましては第4次では想定しておりませんので、当然、その分は、今後の状況に応じては、第4次の改訂版なり、第5次なりを、随時、見通しが立った時点で策定することになろうかと考えております。

○委員（池田綱雄君）

先ほど、財政課長の説明では、この健全化策の5項目全てにおいて、基準を下回っているので問題ありませんという、説明でした。ということは、霧島市の財政の健全化ですか。順調にしているというところらえ方でよろしいですか。

○財政課長（石神幸裕君）

この健全化につきましては、判断基準につきまして国が示した中で、全国、市町村がやっておりますけれども、これに当てはめますと、委員おっしゃるとおりでございます。それで、本市が抱えている問題といたしましては、健全化計画にもあります、いわゆる当初予算を編成する上で財源不足が生じている。毎年基金から繰入れなければならない。その繰り入れている財政調整基金が今のところ右肩下がりになっている。これを何とか減らないようにしていくのを4次で策定しておりますので、ここを除けば、他の市町村からしますと、健全ではないかというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

問題はないという説明聴けば、我々も順調にいつてるんだなという捉え方するんですけど、課長として、いやここはやはりちょっと問題だぞというようなそういう不安はないんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

この健全化について、皆さん御承知かと思うんですけど、夕張市のことで始まったというふうに承知しておりますけれども、今、私が見る限りでは、他の市町村と比べて、基金もある程度持っていますし、市債も将来に引き継ぐ分も発行しながらも、減らしてきておりますので、他の市町村と比べますと私個人としては、今まで、財政課が行ってきたことが、結果としてあらわれているのではないかなというふうに考えております。ただし、先ほど申しあげましたコロナのこういった非常時モードは想定しておりませんで、令和2年度の議会で、財政調整基金を10億円入れたりとかという全く想定しないこともやってきましたので、そこはどうかということと、あと今年も、先ほど専決の承認をいただきましたけれども、災害関係の一般財源も、今年、かなり増えておりますので、その辺りが、私としては不安材料でございます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

霧島市の財政運営は非常に良好であるという、御報告、説明を受けましたが、皆様方の努力のたまものであるかなと感じました。引き続き頑張ってくださいと思います。そこで、最初、部長のほうから口述でありましたように、税収の落ち込みの影響をどうするのかという、でも蓋をあけてみたら、市税が非常に増えていたということで、これはどういうふうに分析していらっしゃるのか、御説明いただきたいと思います。

○税務課長（吉永利行君）

先ほどちょっと説明もありましたけれども、このコロナに対しまして、どれぐらい予算を組むというのは確かに難しい状況でございました。現実問題といたしまして、個人市民税ですね、こちらにつきましては確かに下がっております。ですから、個人の税収といたしましては下がっている部分があるんですけども、法人市民税に対しましては、税収は上がっております。大手企業といいますか、その製造業等の関係で税収が上がった。それを踏まえて全体的に税収が上がったというこ

とでございます。部分的に見れば下がった部分もやはりあるのかなと感じております。

○副委員長（鈴木てるみ君）

法人税が上がったということですが、これは今後も同じような状況が続くかどうか、どう見込まれてますか。

○税務課長（吉永利行君）

半導体の関係があり、いろいろそういう製造業は、実際上がっている部分があるかと思えますけれども、あくまでその、需要と供給がやはりありますので、ある程度の水準になったときに、やはりそれがずっと続くかとなるとまたその別の問題、また逆にそのときにまた必要なものが製造しないといけないものがあつたときに、うまく切替えとか、そういうので税収が下がらないかというのをまた本当、その時になってみないとわからないというのが実際だと思えます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

あと、この配っていただいた資料の一番後ろのほうに、類団のデータが載っているんですが、去年、たしか決算委員会でもこの資料をいただいたような気がするんですが、初めて見る方もいらっしゃるの、説明していただけたらありがたいです。

○財政課長（石神幸裕君）

この類似団体につきましては、各年度の決算統計を行った後に、国のほうが、体系別に分けて整理したものです。本市は市町村累計で、都市の3の3というところに該当します。3の3は、要件ですけれども、人口が10万人以上15万人未満、産業構造が、第2次、第3次産業の就業率が90%以上で、かつ第3次産業の就業率が65%以上になっております。今回の令和2年度の決算においては、令和2年度国勢調査による人口、本市は12万3,135人、産業構造のほうは、令和2年度は国が使っておりませんで、平成27年度国勢調査による数値になりまして、第2次産業が27.3%、第3次産業が67.1%で、合計94.4%になります。これで、本市は、都市の3の3に該当しまして、本市と同じ3の3に該当する自治体は、令和2年度においては、本市を含めて51団体でございます。そこに載っている自治体であります。これが国が示した類似団体でございます。で、これまでも決算委員会等で委員のほうから指摘がありまして、この要件に面積要件が入っておりません。狭い所広い所、全てこの先ほどの人口と産業構造で成り立っているものですから、比較にならないのではないかという意見がございました。それで、独自類団として本市がある程度似たようなところを定めて比較しているものになります。この、独自類団につきましては、まず、人口がおおむね10万人以上で15万人未満の都市であること。次に、面積が300km²から900km²であること。この条件に当てはまるのが、平成29年度に策定したんですけれども、23自治体ございまして、そのうち、東日本大震災からの災害復興途上であるため選定団体から除外した宮城県石巻市と、平成の大合併をしていない石川県の小松市を除いた、本市を含めて21団体を、本市の独自類団として抽出しております。21団体につきましては、そこに記載のとおりでございます。

○委員（木野田誠君）

税収で、入湯税は前年に比べてどういう状況になっているのか教えてください。

○税務課長（吉永利行君）

入湯税につきましては、令和3年度につきましては、6,344万円になっておりますので、比較をいたしますと、17.46%増になっております。

○委員長（川窪幸治君）

お昼になりましたけど、まだ、このまま、もうちょっと行かれますか。それとも、まだ昼からもまだ質問等がありますか。

○委員（木野田誠君）

コロナ関係で大分ホテル関係が大分少なくなったと思ひまして、入湯税が減ったんだろうという

ふうに予測をしていましたけれども、増えたということではありますが、その辺はどういう関係で増えたのか、わかっていたら教えてください。

○税務課長（吉永利行君）

先ほど比較したものが令和2年度と令和3年度でございます。まず、令和2年度がかなり落ち込んでおりましたので、令和2年度と比較して、令和3年度は少し持ち直したというふうな解釈だと思っております。

○委員（木野田誠君）

元年度の資料はありますか。

○税務課長（吉永利行君）

元年度の入湯税の調定額です。9,995万円となっております。

○委員長（川窪幸治君）

昼からもありそうなので、ここで一旦休憩したいと思います。

「休 憩 午後12時02分」

「再 開 午後12時58分」

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き総括の質疑を行います。

○委員（久木田大和君）

先ほどの木野田委員の関連で入湯税に関してなんですけれども、ちょっと中身のほうがわからないので、どういったところに課税がされて、徴収をしているのかというところの、仕組み的なものを教えていただきたいというところが一つと、あと、この中で観光振興事業であったり施設整備事業については、理解ができるというか、あとここで消防施設等整備事業という項目が入っているので、このところがどういった形で振り分けがなされているのかについて教えていただければと思います。

○税務課主幹（有村昭司君）

納税義務者としましては、鉱泉浴場における入湯者に対しての、入湯客に課する税金ということですね。鉱泉浴場のほうに、入浴客にかけてます。

○財政課長（石神幸裕君）

入湯税の充当状況です。1番目の消防施設等整備事業に、入湯税638万4,000円を充当しておりますけれども、具体的な中身につきましては、消防局が持っています常備消防、非常備消防のポンプ車とかに充当しておりますけれども、今年度において、一番充当額が大きいのは、救急救助に必要な資機材の購入と、北署に女性の仮眠室の改修工事をいたしました。その分が、中でも大きい事業になります。

○委員（久木田大和君）

あと、観光振興事業の中の団体への補助等について、今回5,265万6,000円計上されているかと思うんですけれども、ここは、過去の年度の3年間ぐらいの推移というのはわかりますでしょうか。

○財政課長（石神幸裕君）

申し訳ございません。過去2年分は今持っておりますので、後ほどでよろしいでしょうか（14ページに答弁あり）。

○委員（久木田大和君）

ここところが現在、観光業なんかに関してはコロナの影響なんかがあって、こういったところへの支援というのは必要ではないかなと思っているところですが、ここところが推移を見させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○委員（野村和人君）

同じく概要書27ページの、航空機燃料譲与税のところなんですけど、こちらのところの充当割合、騒音関係と道路等の整備という形になっているんですが、この辺で基準等があるのかまたどのような考え方で充当割合を設定しているのか教えていただけませんか。

○財政課長（石神幸裕君）

航空機燃料譲与税につきましては、合併前の旧溝辺町と旧隼人町に交付がなされた譲与税でございます。目的のある一般財源になっております。その中で、旧二つの町が充当した内容というのが、溝辺におきましては、全地域の道路関係、道路でいえば全地域、騒音につきましては、区域内の騒音対策で充当していたようです。旧隼人町につきましては、道路については、空港につながる主要な市道等に充当しておりまして、それ以外の騒音、消防施設については、隼人町内の事業に対して充当しておりました。それで、合併をしまして、霧島市におきましては、その充当内容を引き継いで、基本的に充当をこれまで行ってきております。基本的には額が、溝辺町のほうで道路の起債事業に充当しておりましたので、この事業が額的に大きくなって、道路のところは1億円余りの充当をしております。総額が1億4,900万円ですので、そのうち1億円は空港周辺の道路に充当されております。騒音事業につきましては、騒音、消防、公園事業につきましては、当然、年度間で事業のばらつきがございますので、その事業に応じて、残りを充当しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

決算附属書の中で、これは本会議でも出た質疑と重複をする部分もあると思うんですけど、地方交付税の部分で、予算現額と収入済額との乖離が、8億3,881万円ということになっているんですけども、これは、決算にならなければわからない数字でもあるわけですね。補正予算の中でも、幾ら予算を組んで、後がどんだけ残っているということで示してはあるんですけども、一方で、いわゆる地方交付税と、特別地方交付税というのが、大体特別地方交付税は普通交付税の6%相当が特別地方交付税だというふうに、私たちはそういうふうに認識を持っているわけです。これは総務省もそういう方向を持っているんですけども、実際の霧島市の地方交付税及び特別地方交付税で見たときに、それ以上、組まれている部分があるわけですね。これはどのような現象によるものなのかお示いただけますか。

○財政課長（石神幸裕君）

地方交付税のうち、特別交付税につきましては、本会議場の質疑でも受けましたとおりでございます。特別交付税は、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額の算定に補足されなかった特別な財政需要と、あと普通交付税の算定期日後に生じた災害等の特別財政需要の増加または、財政収入の減少がある場合に交付される臨時的な収入でございます。本市においては、そういう観点から、結果的には、数字は先ほど委員申された数字が入っているんですけども、その趣旨からしまして、当初から、ここに全額を計上することはしておりませんで、先ほど言った内容に即しながら、予算を当初予算で組んでいるところです。質疑でも回答したんですけども、この臨時的に特別な需要、全国で災害があればそちらに額が流れますよとかいう、そういうのがある中で、当初から、あえて予算を全額組むことなく、過大な見積りも避けるよう、技術的な助言も受けていますので、例年この額で予算計上して、結果、3月末に来た最終的な決定額を使う、一般財源を使う事業がなければ、このまま収入をして決算で報告をしているところであります。

○委員（前川原正人君）

それはそれとして一つの手法なわけですね。それは、旧国分がやっていた手法であるわけですが、それはそれとして、よしとまではならないけれども、本来であれば、使う使わないかは別ですよ。やはり予算というのはあくまでも見積りですので、これはもう地方財政法の中でも、ちゃんとうたわれておりますので、それは求めておきたいと思います。それともう一点は、先ほど申し

ましたとおり、普通交付税の総額の6%が特別地方交付税だよというのは、これは総務省は文書を出しているんです。これを、今回の決算書を見てみますと、臨時財政対策債を除く、令和3年度の特別交付税は、15億8,881万円ということで数字が出ているわけです。でも、実際は、国が総務省が出している文書等による地方交付税の在り方としては、原則として、普通交付税6%だよ。6%って言ったら大体9億3,700万円ぐらいになるんですよ。でも、決算で見たときに、増えているからいいんですけど、余りにも乖離が大き過ぎるもんだから、なぜこういう現象が起きてくるのかということをお聴きしたいんです。

○財政課長（石神幸裕君）

委員が今おっしゃられた普通交付税の6%ではなくて、地方交付税のうち、94%が普通交付税、6%が特別交付税というふうになっております。この特別交付税の算定につきましては、毎年夏場に、特別な需要の調べがございまして、総務省のほうに、県を通じて提出しております。特別な需要に関して、それぞれの町でそれぞれ違うわけでありまして、また、災害が大きな災害、全国的に大きな災害があれば、そちらに流れたり、豪雪があればそちらに流れたりしておりますので、基本的にはそこを総合的に総務省のほうで考慮しまして、市の場合は、総務省が最終的な額を、決定額を出しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

言えばそれは不安定要素の部分がたくさんあるよという、そういう理解でよろしいわけですね。

○財政課長（石神幸裕君）

これにつきましては、令和3年度、うちの特別な財政需要は22億円で要望をしております。しかしながら、来ているのは15億円少しでございます。各町においても、多いところがあったり、少ないところがあったり、どうしてなんだろうと僕らも思うところは多々あるところでございます。

○委員（前川原正人君）

それと聴いておきたいのは合併特例債です。合併特例債。これがもう今年合併をして、もう17年、丸17年、18年目に入って行くわけですけれども、これが合併特例債というのは延長延長で、今のところ令和7年までを合併特例債の期限としているわけですね。そうすると、合併をして、いわゆるその部分に充当できるような特例債ということで特別な理由がある場合に、霧島市にとっては有利な財源ではあるわけです。ただし、それがやはり、今のところ令和7年度までで一応終わりますということが一つわかってるわけです。その場合に、国の御事情もあるでしょうけれど、市の事業の増減にもよりましようけれども、大体どれぐらいのキャパを持っていますか。

○財政課長（石神幸裕君）

本市の合併特例債なんですけれども、発行可能額、新市まちづくり計画をつくりまして、その中で500億円を発行可能額としております。そのうち、基金に造成した分、これは合併してすぐ借りて積んだんですけれども、その分が19億円、残りが建設事業費に充てられる481億円となっております。これが令和3年度決算でいきますと、353億円、既に発行済みです。残りが約147億円となっております。

○委員（前川原正人君）

それともう一点はですね、先ほど課長のほうからですね、課長も3人いらっしゃいますけれども、えーと収納課長のほうにお聴きをしておきたいと思うんですけれども、要はその、確かに、徴収のほうはですね、市の職員の方たちも努力をされるし、市民の方たちも、やはり納税義務者という意識の上で、滞納を起ささないように、また滞納があったとしても、新しいやつからではなくて、古いやつから払っていくという努力をされていると思うんですね。

ただ、一番の問題は、払えない人、払わない人、これをどこで、そのすみ分けをするのかということが問題になってくると思います。どうしても払いたいけど払えない。故意に払わない人も中に

はいらっしゃると思うんですね。だから、そういうところの配慮という点では、収納課としてはどのような取組をされていらっしゃいますか。

○収納課長（萩元隆彦君）

収納課といたしましては、まず、納期限が過ぎて、納付いただいてない方に、文書催告、電話、そのあと訪問等で、自主納付をまず促す活動を行っております。それでも、納付がない方につきましては、財産調査というものを行いまして、その中で、差押え可能な財産が見つかった場合は、その自主納付がいただけない方で財産があるということになりますので、差押えという形をとって、税金に充当いたします。ただ、財産調査をしても、差押え可能な財産が見つからない方ももちろんいらっしゃいます。その方につきましては、滞納処分の停止というのを行いまして、その分については、欠損のほうに振り向けていく。概要申し上げますと、一応こういうかたちではありますけれども、その間に、先ほど申し上げましたお知らせセンターとか、休日納税相談とか、そういうのも設けまして、極力自主納付、または現状の御相談をいただける機会を増やしているところです。

○財政課長（石神幸裕君）

先ほど久木田委員から質問がありました入湯税の絡みです。入湯税のうち、観光振興事業に、充てている事業を3か年分申し上げます。令和元年度につきましては、事業費が、1億6,888万2,000円に対しまして、入湯税が7,817万3,000円。令和2年度が、1億126万5,000円に対しまして、入湯税が4,558万円。すいません。先ほど令和元年の入湯税の総額を言っておりませんでした。元年度が9,995万7,000円。令和2年度の総額が5,429万2,000円でございます。3年度はこの記載にあるとおりでございます。

○委員（久木田大和君）

団体への補助の経過というか、過去3年間分の数値はおわかりになりますか。

○財政課長（石神幸裕君）

元年度から申し上げます。元年度の団体への補助です。事業費が1億3,148万7,000円に対しまして、入湯税が5,815万3,000円。令和2年度にまいります。令和2年度は団体への補助事業費7,283万9,000円に対しまして、入湯税が3,105万1,000円、令和3年度はここに記載してあるとおりでございます。入湯税、最後の3年度が、団体への補助等のうち、入湯税がですね、2,471万7,000円でございます。

○委員長（川窪幸治君）

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、総括に対する質問を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時18分」

「再開 午後 1時21分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、総務部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

総務部関係の令和3年度一般会計決算について、説明いたします。総務部では、総務課をはじめとする9課及び各総合支所の地域振興課の予算の一部を所管しています。令和3年度の総務部関係の主な施策として、まず、総務課につきましては、本庁及び各総合支所等において、来庁される市民の利便性向上を図るため、庁舎内に不具合が生じている場所の改修、修繕等を行いました。また、職員の健康管理や研修に関する事業、および、自治会長への文書発送事務等を行いました。安心安全課につきましては、防災対策として、地域防災力向上のための自主防災組織等への支援や防災情

報をいち早く、正確に伝達するために防災行政無線の保守管理を行うとともに、「きりしま防災・行政ナビ」の運用を開始しました。また、交通事故の抑止対策として、道路反射鏡や防護柵等の交通安全施設を整備するとともに、防犯対策としても、通学路の安全を確保するための安全灯を整備したほか、防犯灯の LED 化を推進しています。秘書広報課につきましては、霧島市民表彰として、市勢の発展及び市民生活の向上に顕著な功績があった方、又は永年貢献された方、若しくは各種大会等で優秀な成績を収められた方など、個人・団体に対し表彰状の授与を行なったほか、「広報きりしま」や、ホームページ、ラジオ広報事業等により市政の情報発信の充実に努めました。財政課につきましては、自主財源の確保、効果的・効率的な予算執行、市債残高の縮減、今後の大型事業を見据えた基金の涵養等に積極的に取り組み、財政の健全性の確保に努めるとともに、「霧島市経営健全化計画（第4次）」を策定しました。財産管理課につきましては、普通財産の管理事務や物品調達等の入札事務等のほか、「霧島市公共施設管理計画」や「第1期実施計画後期」に基づき、施設保有量の適正化等に取り組みました。工事契約検査課につきましては、地方自治法等の関係法令に則り、公共工事の品質確保に取り組み、公正で透明性・競争性のある入札制度の推進を図りながら、公共工事及び関連する業務委託の入札を執行すると共に、基準に基づく完成検査や監督指導等を適切に行うことにより、契約の適正な履行の確保に努めました。税務課につきましては、市税に係る課税客体を的確に把握するとともに公平で公正な賦課に努めてまいりました。また、譲与税・交付金の受け入れ業務も行いました。収納課につきましては、市税等の納期内納付を促進するとともに、税負担の公平性を担保するべく滞納処分など強制徴収を行い、滞納繰越額の更なる縮減を図り、市税等の安定的確保及び徴収率の向上に努めてまいりました。また、隼人地域振興課及び各総合支所地域振興課の所管する関係事務事業につきましても適正に実施し、それぞれ成果を挙げたところです。各施策の詳細につきましては、この後、「主要な施策の成果」等に基づき、各課長が説明いたしますので、審査方よろしく願います。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

総務課関係の決算につきまして、ご説明いたします。決算に係る主要な施策の成果2ページをお開きください。「職員健康管理事業」につきましては、定期健康診断や人間ドック、保健指導などを実施し、職員及び会計年度任用職員（以下、「職員等」という。）の心身の疾病予防や早期発見、早期治療につなげ、職員等の健康保持、増進を図ってまいりました。なお、職員等が気軽に相談しやすい体制づくりとして、ストレスチェックや電話相談、研修などを包括的に業者委託し、密接に連携を図りながら、職員等のメンタルヘルス対策に取り組んだところであり、管理職へのメンタルヘルス研修も実施しました。「職員研修事業」につきましては、職員の能力開発・資質の向上を図り、時代の変化に適応できる人材の育成を目的として、各種職員研修を行い、延べ1,538名が参加いたしました。次に3ページの「自治会長宛文書発送事務」につきましては、自治会の加入世帯へ市の情報等を掲載した広報誌・各種イベントチラシなどの文書を年間22回発送しました。次に「シビックセンター維持管理事業・総合支所維持管理事業等」につきましては、国分シビックセンター視聴覚・多目的棟外壁改修工事や、国分シビックセンター二酸化炭素消火設備の更新を行いました。外壁改修及び二酸化炭素消火設備の更新をしたことにより、来庁される市民の安全確保及び災害時における行政サービスの安定的かつ確実な提供が可能となりました。また、新型コロナウイルスの感染対策として国分シビックセンター行政棟本館1階において、抗ウイルス・抗菌効果のあるコーティング作業を行い、コロナ禍においても安心して来庁できる環境づくりを行いました。以上で 総務課分の説明を終わります。

○安心安全課長（林元義文君）

安心安全課関係の決算につきまして、ご説明いたします。決算に係る主要な施策の成果4ページをお開きください。はじめに、防災関連の事業についてご説明いたします。防災行政無線運営事業

につきましては、防災関連情報等や全国瞬時警報システム（Jアラート）から発せられる情報を迅速に、かつ、より正確に伝達するために同報系防災行政無線の保守管理を行っています。災害発生対応事務につきましては、特に発災直後において必要となる資機材を準備し緊急時に備えています。令和3年度から運用を開始した、スマートフォン用公式アプリ「きりしま防災・行政ナビ」により、市民への情報伝達の多重化を行い、また、移動系防災行政無線としての活用や緊急時の職員参集や避難所の情報報告機能などにより災害対策本部機能の強化を図りました。続きまして、5ページをお開きください。交通防犯関連の事業についてご説明いたします。交通安全施設整備事業につきましては、交通の円滑と交通事故防止を目的に、地域まちづくり事業実施計画などで要望された交通安全施設の整備を実施いたしました。具体的には、道路反射鏡（カーブミラー）を35基、防護柵（ガードレール・ガードパイプなど）を17箇所・総延長427m、区画線を27箇所・総延長12,863m整備いたしました。続きまして、6ページをご覧ください。安全灯設置事業につきましては、主に中学校からの要望に基づき、集落間における明かりのない場所に安全灯を設置することで生徒の通学路の安全を確保するとともに犯罪の未然防止を図ろうとするもので、3基を新設いたしました。以上で 安心安全課分の説明を終わります。

○市政推進特任部長兼秘書広報課長（富永博幸君）

秘書広報課関係についてご説明いたします。主要な施策の成果の7ページをご覧ください。まず、市政功労者表彰事務につきましては、例年、健康福祉まつりに合わせ表彰式を行ってありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができませんでした。そのため、表彰対象の56の個人・団体に、手渡しなどの方法により表彰状をお届けしたところです。今回このような形にはなりましたが、少なからず市民のまちづくりに対する意識の醸成に寄与できたものと考えております。次に、広報きりしま発行事業につきましては、霧島市からの情報発信として広報きりしまを上旬号12回、お知らせ版10回を当初の計画どおり発行することができたことから、市民に対して市の施策や事業、イベント情報などを伝えることができたものと考えております。そのほか、ラジオ広報事業、ホームページ管理運営事業につきましては、FMきりしまや市ホームページを活用して積極的な市政情報の発信に努めたところです。以上で 秘書広報課分の説明を終わります。

○財政課長（石神幸裕君）

財政課の関係についてご説明します。決算に係る主要な施策の成果8ページの財政運営をお開きください。先ほど決算概要において説明した内容と重複しますが、財政課では、将来にわたり持続可能な健全財政を維持するため、平成30年12月に策定した「霧島市経営健全化計画（第3次）」に沿った取組を行いました。自主財源の積極的な確保や市債残高の縮減、今後の大型事業を見据えた基金の涵養に努めるとともに、事務経費の抑制及び事務執行の効率化に取り組むことで、今後とも増加が見込まれる財政需要に的確に対応することとしたところです。また、令和4年度を初年度とする「霧島市経営健全化計画（第4次）」を策定しました。以上で財政課分の説明を終わります。

○財産管理課長（楠元 聡君）

財産管理課関係の決算につきまして、ご説明いたします。決算に係る主要な施策の成果10ページをご覧ください。まず財産管理業務では、建設部を除く各課等からの依頼を受けて、土地の所有権移転等の登記を行っています。令和3年度は13件の依頼がありすべて完了いたしました。また、各課等からの依頼による物品調達等に係る入札は134件を執行いたしました。このほか、主に本庁舎で共用使用しております公用車16台につきましては、グループウェアなどを活用して、効率的な運用と適切な管理に努めてまいりました。次に、霧島市公共施設管理計画の推進につきましては、「霧島市公共施設管理計画」や令和2年3月に策定した第1期実施計画後期に基づき、公共建築物の保有量の適正化に取り組みました。また、高圧受電施設の電気調達に入札を実施したことにより、令和3年度の電力料金は、入札導入前の平成30年度と比べ約5千700万円削減することができまし

た。以上で財産管理課分の説明を終わります。

○工事契約検査課長（末永明弘君）

工事契約検査課に関する主要な施策の成果についてご説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の11ページをお開きください。初めに、「請負工事・業務委託検査事務」について、説明いたします。具体的措置としまして、建設工事305件、委託業務191件、合計496件の完成検査等を実施いたしました。受注者の意欲の増進を図り、公共工事の品質の確保および技術の向上に資するために、令和3年8月20日に令和2年度中に完成検査を実施した工事の中から、優良工事7件、それに従事された優秀な技術者7名を表彰いたしました。成果としまして、建設工事完成検査における工事成績評定対象工事219件の平均評定点数が、78.54点であり、評定区分のBランクに該当したことから、工事目的物の品質確保や技術水準確保がなされたと考えております。続きまして、「入札執行事務」について、説明いたします。具体的措置として、建設工事213件、委託業務90件、合計303件の入札を執行いたしました。入札方法の内訳としまして、条件付一般競争入札138件、指名競争入札154件、合計292件を電子入札で執行し、うち総合評価落札方式で6件を執行いたしました。成果としまして、令和3年度も不正行為等が発生することなく、入札事務が適正に実施でき、入札の透明性・公平性が図られたと考えております。以上で、工事契約検査課分の説明を終わります。

○税務課長（吉永利行君）

次に税務課関係の決算につきまして、ご説明いたします。決算に係る主要な施策の成果12ページから14ページになります。市税の課税につきましては、公平で公正な賦課を基本に、適正な課税処理を行うよう努めてきたところがございます。「決算に係る主要な施策の成果」12ページをご覧ください。市民税のうち個人市民税の現年課税調定額が、51億5,490万5,145円、対前年度比は、97.07%で2.93%の減であります。法人市民税の現年課税調定額が、10億2,204万2,100円、対前年度比は、22.54%の増であります。次に、13ページをご覧ください。軽自動車税の現年課税調定額が、4億8,729万8,600円、対前年度比は、3.00%の増、市たばこ税の現年課税調定額が、8億7,117万1,920円、対前年度比は、8.74%の増、入湯税の現年課税調定額が6,377万360円、対前年度比は、17.46%の増となっております。なお、譲与税及び交付金関係につきましては、先程ご説明申し上げたとおりであります。次に14ページをご覧ください。固定資産税の現年課税調定額が、80億3,890万9,968円、対前年度比は、97.7%で2.3%の減であります。内訳としましては、土地の現年課税調定額が、18億181万5,527円、対前年度比3.46%の減、家屋の現年課税調定額が、36億3,367万6,779円、対前年度比2.24%の減、償却資産の現年課税調定額が、26億341万7,662円、対前年度比1.56%の減であります。都市計画税の現年課税調定額が、5億1,453万1,001円、対前年度比3.05%の減であります。なお、市税全体の現年課税調定額が、162億6,665万4,994円、対前年度比、0.48%の減であります。以上で税務課分の説明を終わります。

○収納課長（萩元隆彦君）

収納課関係の決算につきまして、ご説明いたします。決算に係る主要な施策の成果15ページをご覧ください。まず、「適切な収納管理と窓口業務のサービスの向上及び納付しやすい環境の整備」につきまして、口座振替の推進、24時間いつでも納付できるコンビニ収納の実施、そして令和元年に全国一斉に導入された地方税共通納税に加え、スマートフォンアプリ決済による収納を順次拡大導入しました。次に、「期限内納付の推進」につきましては、適切に督促状や催告書を発送し、且つ納税お知らせセンターによる電話催告により、自主納付を促しました。また、平日の開庁時間に来庁できない市民の方も電話や来庁により相談を行えるように、毎月休日納税相談窓口を開設しました。一方で、自主納付をしていただけない場合においては、納付できる資力の有無について財産調査を9万1,402件行い、資力がある場合は、滞納処分として差押を1,718件及び換価を1,450件実施し

ました。以上で収納課分の説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

災害用アプリの現在のダウンロード数、あるいはアクティブユーザー数がわかればお示してください。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

きりしま防災・行政ナビ、ダウンロード数、令和3年度末で6,840件でございます。ちなみに、本日現在で8,280件でございます。

○委員（野村和人君）

先ほどありました、きりしま防災・行政ナビなんですが、今、このナビのアプリのほうでは、くらし情報や子育て情報とかいう枠もアプリの中にはあると思うんですが、今、管轄が安心安全課ということで、実質上、災害発生の災害アプリとして使われている現状だと思いますが、今後このアプリの利用方法をどのように考えていっていらっしゃるのかお聴かせください。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

確かに、今、御指摘ございましたように、きりしま防災・行政ナビの使い方としては、ほぼ防災が主のものでございます。で、今御指摘ありました、くらし等の情報発信の機能も有しております。というのは、将来的には霧島市の公式アプリとして、庁内で広く使っていこうという方向性は持った上で導入いたしております。ただし、令和3年度で導入に伴いまして、まだ、防災関連でも職員の熟達なり、あと、使い方の確立したマニュアルというものが出来ておりません。まずは防災関係で確立した上で、庁内にそれを広めていきたいというふうに考えております。

○委員（野村和人君）

引き続きお願いしたいと思いますが、また先ほどありましたように、6,800件、現在で8,200件のアプリ登録者。この災害情報というのは、リアルタイムでいろんな手段で皆さん方にお伝えしなければならぬというふうに思いますが、このアプリ、またほかの防災無線とかもあるとは思いますが、どのような手段があるというふうに認識されているのか。お伝えする手段の種類をまずはお聴かせいただきたいと思っております。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

防災情報の伝達手段といたしましては、まず、基本となるのは防災行政無線になります。それを補完するものとして、今回、アプリの導入をいたしました。あとは本市のホームページ、あとその他広報誌等で平時から、災害情報、災害に関する知識を持っていただくといったことを考えております。

○委員（野村和人君）

あと、FMきりしまもアプリがあると思っております。こちらのほうもうまく使われていると思っております。それを含めて、リアルタイムに、全世帯、全市民の方々に行き渡っていると思っていられるのかどうか、お聴かせください。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

現在、約8,000。霧島市の世帯数がおおよそ6万ですので、約13%程度の世帯に行き渡っているというふうには考えています。ただ、今委員からの御指摘がありましたように、全世帯、全市民がこの情報を取得できるという状況ではないのは、おっしゃるとおりでございます。今後もアプリの周知、もしくはそのほかのメディアも使っての周知というものを繰り返し、丁寧に行っていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

先ほど総務部長の口述書の中で、防犯灯のLED化を推進しようとしているということだったんですけども、この要望に対して、限られた予算の中で、やはりそれは毎年毎年消化はしていくんでしょうけれども、あと、この要望に対する何ていうんでしょうね。キャパといいますか、全部一緒に一斉にできればいいんでしょうけど、まずはもう予算的な配分もありますから、難しさもあると思うんですけど、毎年大体どれぐらいの目標、そして今回の決算を受けて、次年度にどう生かしていくのかということが課題になってこようかと思うんですが、その辺についてどう考えなのか、お聴きをしておきたいと思います。

○安心安全課交通防犯グループ長（末重公司君）

ただいまありましたように、防犯灯LED化については、防犯組合のほうに、2,000万円補助を出して、各地区の防犯組合のほうで対応しているというところになっております。既に、住んでる地区が、溝辺、横川、霧島地区については、全てもうLED化になっているという状況であります。あと、令和6年度、あと3年後には、全てLED化になる予定で、今、各地区の防犯組合とは協議を進めているところです。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね、公共工事に対する、いわゆるその、今回、県が設計単価表も廃止をするということが言われているわけですね。ただ、当然その霧島市の場合ですと、入札関係で言えば、知事許可を持っている、そしてそれに対して、県の評点を加味して、そして霧島市で独自でやれるという、そういう手法をとられているわけですけども、この県の単価表が廃止をされていくことになると、当然また、仕組みが変わらないでしょうけど、まだ検討課題が出てくるのかなというような、懸念もあるんですが、その辺についてはどのような対応をしていくのかお聴きをしておきたいと思います。

○総括工事監査監（松崎浩司君）

まず、市公共工事の考え方ですけども、霧島市の公共工事の単価につきましては、今、委員がおっしゃられました、県の単価、こういったものを採用しております。当然、単価にないものにつきましては、見積りであったり、あるいは各省庁が出しております歩掛という、いわゆる単価をつくるための基礎的な資料ですね、そういったもので、まず単価を作っている。で、現在の市が積算をいたします単価根拠は、やはり一番は、県の単価でやっております。で、今県のほうの取扱いとしては、公表しませんよという話はしておりますけれども、あくまでも、外部に公表しないということでございまして、やはり、各県以外、いわゆる県の下に自治体がありますけれども、そういったところとの、やはり単価のやりとりというのは、システムであったり、あるいは厳重な、いわゆる外部に漏れないようなやり方であったり、そういったもので今後やっていくというようなことは聴いております。ですから、県のほうがそういった方針を出しましたので、それに対する県の取扱いは、それぞれの土木部であったり、農政であったり、県もそれぞれの単価の主幹も違いますので、そういったところで、今後、取扱い決めていくものというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

安心安全課にお尋ねいたします。先ほど整備されたということで報告がありましたが、例えば、カーブミラー35基、ガードパイプが427m、それぞれ報告がありました。これは要望箇所に対して、要望について、どれぐらい出来たのか。あるいは要望箇所、全部出来たのかそこら辺をもうちょっと詳しくお願いいたします。

○安心安全課交通防犯グループ長（末重公司君）

ただいまありましたように、令和3年度中は190基の要望がありました。その内訳としては、新規が109件、修繕等でミラーの角度調整等も含めたのは81件ということで、109件、新規のうちの35基設置をしたということになります。

○委員（池田綱雄君）

ほかは。

○安心安全課交通防犯グループ長（末重公司君）

区画線、それとガードレールにつきましてははですね、建設施設管理課のほうが全て事業を実施しているということになりますので、詳しい数字はここにあるだけであって、要望が何件あったところまでは、安心安全課のほうでは把握はしておりません。【「防犯灯も」との声あり】はい、防犯灯につきましては、先ほど来ありますように、2,000万円補助金を出して、各防犯組合に補助金申請をして、お金を配布しております。その中で、国分地区が71基の新設をしております。隼人が19基、溝辺が13基、横川ゼロ、牧園が5、霧島が10、福山が13ということで、新規設置は131基しております。

○委員（池田綱雄君）

私の聴き方が悪いのか、この一番最後に、安全灯は3基を新設いたしましたと書いてありますよね。これは全体にどのくらい要望があった中から、新しく3基出来たのかと、そこら辺を聴いているつもりですけど。

○安心安全課長（林元義文君）

安全灯につきましては、要望があった全てが設置されているところです。

○委員（前川原正人君）

決算に係る主要な施策の成果の中の10ページの中で、登記依頼件数が13件と、登記完了件数13件ということですが、これは、時効取得もあるということですか。それとも申請による、どちらなんですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

この13件は、各課等から登記依頼申請が上がってきた件数でございます。

○委員（前川原正人君）

そうすると、以前の、二、三年前ぐらいのときには、大体、霧島市で、いわゆるその、言い方は悪いですけど、登記が直らない、なかなか難しいというのが、600件ほどあったという【〇〇ページに訂正発言あり】、過去の事例もあったんですけど、これもなかなか進まない。土地を売買したけど、名義を直せなくて、そのままずっと今日に至っているということで、当然、最終的に市の財産ですので、ちゃんとしなければいけないんですけど、そういうのはあとどれぐらい残ってるものですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

霧島市の私どもで把握している、いわゆる未登記の部分でございますが、令和3年度の段階で、建設部を含めて1,611件。その内訳としまして、建設部が329件、それ以外のものとして、1,281件でございます。ちなみに、令和2年度でございますけれども、合計で1,639件の未登記のうち、建設部で355件、それ以外で1,284件でございます。差し引くと、建設部では、1年間で26件の未登記の解消が出来たと。それ以外としては、少ないですけども3件は解消が出来たということで、少しずつでございますが、未登記の件数を改善しているという状況でございます。

○委員（前川原正人君）

これはもう以前の決算委員会でも議論になったことなんですけど、実際、言葉悪いですけど、時効取得っていう点ではですね、時効がないわけですね。だからいつまでもずっと、何ていうでしょう。市が持つために、取得ができる権利を有しているわけですね。だから、それが今の課長の話では、全体で1,600件ほどあるという、すみません、先ほど600というのは私、1,600のことを言ったつもりでした。だからこれを全部解消するとなると、相当な金と、相当な日時と労力がかかるわけですよ。だから一概に、すぐには画一的には出来ないと思っておりますけれども、やはり年間の目標を

もってされているという理解でよろしいですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

前回、私の記憶によりますと、一般質問であったか委員会質問であったか忘れましたが、建設部のほうで取り組んでいるもので、年間目標として、確かに10件か20件という目標を立てて動いているということは聴いております。私ども財産管理課としては目標は立てておりませんが、各総合支所のほうで頑張っていて、解消していただいているところがございます。ただ先ほど言ったように、時効取得となると、やはり裁判とかいろいろ手続が必要になりますが、建設も同様に、私どもとしましては、まずは、今所有権というか、登記なされている、相続が発生していたらその相続発生権者の方々に御説明をして、御納得いただいた上で、まず登記をなすということではまず第一ということで動いているところがございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね、これもちゃんと登記が出来ていなくて、市に権利があるということが大前提になってるんですけど、この所有者不明土地の場合、これも同じような手法で対応できるんですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

今、申し訳ありません、私のほうでその所有者不明というのがどういうものかちょっとわからないんですけども、原則、登記には必ず所有者が持っておりますので、まずは、今、一概に一般的に所有権が変わってないというのは、やはり相続が発生して、枝が多過ぎてなかなか登記承諾書というのが揃わないというのが現状だと思いますので、委員の言われる所有者不明というのが、どういう場合なのか、ちょっと私もすいません、勉強不足で申し訳ありません。ちょっとわからないところでございます。

○委員（前川原正人君）

詳しく言うと、災害なんかで潰れてしまって、もうこれはどこがどこのものかわからないと。これが法律が、ちょうど4年前ですけど、所有者不明土地利用の円滑等に関する特別措置法という法律が出来たんですね。だからこの法律に基づいていけば、所有者不明というか、わからなくなっている災害とか、潰れたりとか、画一的に全部が対象にはならないんですけど、そういうのは活用が出来ないのかなど。そういう事例もやはり存在しているのではないかと懸念ですね。これは調べてみないとわからないですし、管財のほうは上がってきた分だけ処理をするということですので、それはそれとして対応が必要だと思いますので、答えはいりません。そういうのもありますよということです。

○委員（木野田誠君）

財産管理課長の口述で公共施設管理計画の推進について、公共建築物の保有量の適正化に取り組んだというふうに報告はあるんですが、これはどういう具体的にどうされたのかということをお伺いしたいんですけども、登記関係が主だということでもいいんですかどうなんですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

こちらの取組実績でございますけど、10ページを御覧頂きたいのですが、1番右の右下の枠のところでございます。霧島市公共施設管理計画第1期実施計画後期に基づき、施設保有量の適正に取り組んだということで、除却施設が公営住宅、教職員住宅等々あります。これは除却ですが取壊したというものでございます。この内訳としましては、公営住宅が3棟、それから教職員住宅1棟でございます。あと民間譲渡した施設ということで、教職員住宅と人材育成センターを民間の方に譲渡したということで面積が減になったと。あと民間に貸付けた施設、旧牧園総合支所と旧牧園保健センターですけども、こちらのほうは、皆さん御存じとおりの高山産業のほうに貸付けているところでございます。あと国分ハイテク展望台をこども館への変更それから上小川校長住宅を児童クラブ

へということで用途変更したということで、これで保有面積の減少を図ったところでございます。

○委員（木野田誠君）

この前の予算委員会でもこの公共施設のことでいろいろ大変まぜくりましたという本人のといったらおかしいですけど話があったんですけども。事前にですよ、周知する方法とかそういうあれはできないものなのですかどうなのでしょう。

○財産管理課長（楠元 聡君）

その事前の周知というのはちょっとどういうものか分からないのですが。私どもで事前に周知するとすれば、公共施設の公営住宅の跡地とかそういうものの売却というものがございまして。この場合には、やはり私どもとしてはホームページ等とかで公募をして周知を図っておりますのでこれが事前の周知になるのかなとぞんじております。

○委員（木野田誠君）

事例の周知といえばおかしですけど。例えば年間計画みたいな感じで主だったものだけでもというような感じがあるんですけど。できるんだったらしていただきたいなど。

○財産管理課長（楠元 聡君）

令和3年度でいいますと、先ほど言った私どもの取組としては売却、除却、それから用途変更等でございます。決算と違いますが、令和4年度に入りましては、面積を減らすというのもありますけれども、民間提案制度を用いて空きスペース、それとか、空いている施設について民間の方々に有効活用していただきたいということで、そういう取組も始めたところでございます。こういう事業を進めていってただ取り壊すとかいうことではなく空いているものは民間に貸出し維持管理費を払わずに賃料などの収益が入るといような取組というのを今後、進めていきたいというふうに考えてるところです。

○委員（前川原正人君）

今、木野田委員がおっしゃったように公共施設の管理計画を持ってるわけですね。公共施設マネジメントも5年間のローリングで見直していくんだと。実際、市内全域を見まわしたときに、例えば旧福山町だとですね、1番分かりやすいんですけど、公営住宅があるわけですよ。全部取壊してそのまま更地なんですね。だからそれなんかも実際聞いた話では、中学校の近くの土地だけでも、8,000万ぐらいらしいよということで話が出るんですけど。何かの活用策を見出していかなければ、もう草ぼうぼうな状態なわけですよ。だから、スクラップアンドビルドですから、壊したり造ったりそしてまた壊したりということでそれがローテーションしていくわけですけど。やはり中山間地という点ではですね、どこでも共通した課題だと思うんです。だからそれを売るなりというのも、すぐには売れないでしょうけど、何かその活性化のための、なんというのでしょうか。住宅の建設だったりとか、分譲住宅地とかを、施策を打つとかですね、何かそういう方策を打つべきではないのかなと。そうしないと人口だけは少なくなって行って、公共管理をしなければならぬ土地だけがどんどん進んでいくということはですね、現実を見たときに、何らかの対応策が必要ではないのかなと。そういう議論は必要だと思いますけど、やられてるとは思いますけど、どうなのでしょう。

○財産管理課長（楠元 聡君）

委員の言われるとおり、空いている敷地、有効活用できるのにそのまま存知されているところというのも多々あると思っております。こういうものについても、私どもとしてもどうにかできないかということで日々、私どもの課内でも、部長、副市長含めても協議をいたしてるところでございます。何度も言って申し訳ないですけども、ある意味行政マンだけの知恵ではちょっと足りないところもあるかもしれません。そういうことで、今後も、全国的にやはりそういう公共施設とか空きスペース等について困っている事例が多々あります。そういうところでいろんな民間提案制度とか、ほかの制度を用いて取り組まれている自治体がありますので、そういうところと意見交換を今後し

ながらですね、対応策というのを考えていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね、職員健康管理事業についてですけれども。特に、最近、職員の方が、お亡くなりになられる方が目につくわけですね。特に、食道がんだったり、様々な悪性腫瘍による病気によってですね、それはもうそれなりの健康管理をされてはいらっしゃったと思うんですが。やはり特に何ていうんでしょうね、本人の自主判断的な部分もありましょけれども、やはり行政として職員の健康管理というのは、しいていけば、ずっとたどっていけば、市民へのサービス向上にやはりつながっていくわけですので、そういうところにももっとこの力を尽くしていく必要が、特に、先月から今月にかけてですね、本年に入って、何人かの方たちが亡くなっているという現状がありますので、その辺についての今後の取組の強化などをですね、もっとより一層強化していく必要性があるのではないかなと思うんですがどうお考えですか。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

職員の健康を管理につきましては、毎年、職員の健康診断を実施しております。また希望者には人間ドックに行っていたりしております、その職員健康診断でひっかかった方に関してはですね、保健師の指導も行っているところです。その中で、病院への診察等を促したり、それぞれの健康管理について、注意を促したり、また生活習慣病につきましても、ちょっと私も昨年度ひっかかりまして、半年間保健指導をずっと受け続けておりました。あまり変わっていないですけれども。そういった形でですね、職員の健康管理については事細かに、これまでも行っているんですが、引き続きこの体制でですね、しっかりと、職員にもっと自分の健康について意識を持ってもらえるようにですね、努めていきたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

引き続き総務課長にお伺いします。研修事業、職員の研修事業ですけどもここに数字も出てるわけですけども。この数字は霧島市の職員の数からいって、適正な数なのか、多いのか少ないのか。どういうふうにお考えですか。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

職員の研修の計画等については霧島市では、人材育成計画というのを策定しております職員を育てていこうと。その中で様々な研修を位置づけております。職場内での研修であったり、多目的ホールとか会議室を使って、職員を対象にした研修であったり、また県の自治研修センターのほうに、鹿児島県の他の自治体の職員、県の職員と一緒に専門的な学ぶ研修。また、市町村アカデミー、全国の自治体の職員とともに学ぶ研修等を随時行っているところです。基本的な研修は総務課のほうで対象者を絞って受けてもらっているところです。例えば主査の方を対象としたとか、採用を何年の方とか、それぞれ必要な研修を受けていただいております。また、市町村アカデミー等の研修については、自己啓発を含めて手挙げ方式で、行きたい方には積極的に行っていただいて自己研鑽に努めていただいて研修を受ける。その結果がこの数字でありまして令和3年度は多分コロナ前の数字とほぼ近いのかなと思うんですけど、令和2年度に関しましては、コロナの関係で集団の研修等はあまり行っていなかったのだからこういう結果になっていると思います。霧島市の研修の数、適正化と言われれば、適正にやっていると考えているところがございます。

○委員（木野田誠君）

私も長い間合併前からいろいろな自治体を見てきたと言えればあれですけども、見てるんですけども、特に長期の研修、去年なんかは自治大学等はゼロですけども、こういうところでですねやはり市長会とかですね、長期のやはり研修をどんどんどんどんさしていただけるとですねやっぱりそこに研修に行った職員の方々はそれなりの成果を持ってらっしゃいますんで、この辺はやはりもうちょっと積極的にやっけてですね職員の養成にあたっていただきたいなというふうに気持ちを持つてる

んです。その辺の考え方はどうですか。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

自治大学校につきましては昨年度は、コロナの関係などで、コロナが主ですが、たしかゼロここに書いてあるとおりにゼロです。今年度につきましては、また通常ベースに戻しまして、現在自治大学校等に行ってる方が何名かいらっしゃいます。また長期派遣については確か今9名行っていると思うんですが、引き続き、一定の枠を確保して職員の長期派遣等は続けていきたいと考えております。ただ今年度は例えば全共だったり、来年は国体があったり、コロナのワクチンの、ワクチン接種対策課もこのコロナに合わせてつくって人を寄せたりして、職員の数、全体の調整もありまして年によっては若干減る可能性もありますけれども、引き続き長期派遣等も大事な研修と考えておりますので、行ってまいりたいと考えております。

○委員（野村和人君）

秘書広報課の広報霧島について。本当に内容は、デザイン、また内容についても素晴らしい広報だというふうに思っています。その上で、今、ここにあるように、自治体加入者向けに、配ってる部分と、その他で配ってる部分あるかと思えます。現状、自治体加入者のほうも減少傾向にあると思えますが、ここも含めて、今何部印刷されていらっしゃるのか。どのぐらいの割合で配布をされているのか。また今後どういうふうな考え方でいくのかをお願いします。

○秘書広報課主幹（種子島進矢君）

カラー版の月上旬号で、4万3,500部発行をしております。先ほどからあります霧島市の世帯数が約6万1,000世帯ですので、自治会加入率が約6割ということですので、4割の方は自治会を通じたの発送はできていないという現状がございます。それに対しまして、スーパーとか、公共施設、等に、広報紙のほうを秘書広報課のほうで毎月持って行っております。それは各地区、全体で87か所、約4,000部程度持って行っております。

○委員（野村和人君）

今後に向けてどういった形の方向性、減少傾向にあると思うんですけれども、ホームページで載せたりもされてるとは思ってるんですけれども。全ては載せられない部分もあると思えますし、これをどのような形で皆さんに見ていただくきっかけをつくっていくのか。また、今現状としてこの印刷部数と、在庫もある程度一定数は持つておかないといけないと思うんですが、現状在庫がどのぐらいずつで設定されているのか教えてください。

○秘書広報課主幹（種子島進矢君）

今委員からありましたように、広報誌が発行になった当日に、ホームページのほうで電子版のほうを、PDF、電子版を公開しております。広報誌のほうにも紹介しておりますけれども、マチイロというアプリを使って、電子版でね、そちらのほうで見ていただくという方法も取っています。またあとフェイスブック等でも、広報紙発行しましたよということで、毎月、霧島ワゴンということでお知らせのほうもしております。今ありました在庫部数もある程度はということで、毎月、秘書広報課のほうには、1,000部から2,000部は残っております。直接来庁をされたお客様にはお渡しをしているという現状でございます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

税務課にお尋ねいたします。主要な施策の成果12ページにあります。電子申告e-TAXへの取組。これは具体的にどういうことをされているのかお尋ねいたします。

○税務課主幹（有村昭司君）

こちらのほうは確定申告のほうをですね、税務署とのやりとりをしていますので。

○副委員長（鈴木てるみ君）

市として何か推進しているというわけではないんですか。

○税務課主幹（有村昭司君）

市としてそこまで推進しているわけではありません。

○副委員長（鈴木てるみ君）

e-TAXっていうのは、すごく便利なので、どこかでまた言いますけれども、マイナンバーカードとやはり連動して推進すべきなのかなというふうに感じているところです。次の質問に行きます。収納課にお尋ねいたします。主要な施策の成果の15ページですね、アプリ決済による収納を順次拡大導入したとありますが、右側の成果のところですね、実績が載ってないんですが実際はどうだったのかお尋ねします。

○収納課長（萩元隆彦君）

こちらの主要な施策の中に、実は、アプリ決済の分がコンビニ収納も、取りまとめる業者で一括されておりますので、このコンビニ収納の中に一部として入っているということになります。数字として申し上げます。この中で全体の数字になりますが、スマホで決済された分が大体2億5,000万になります。

○副委員長（鈴木てるみ君）

その場合は納入した人は手数料とかはかかるんでしょうか。

○収納課長（萩元隆彦君）

この場合はコンビニで納入したのと同じ状況の取扱いになりますので、市のほうで負担をして納税者の負担というのは無しになります。

○委員長（平原志保君）

今のところの関連で、コンビニ収納の手数料ですね。銀行やコンビニ等金額違うと思うんですけども。それぞれ教えていただけますか。アプリの金額はちょっと聞いたことがなかったので。

○収納課長（萩元隆彦君）

その件については、実はちょっと会計のほうで取りまとめております。

○委員（前川原正人君）

決算附属書の17ページになります。特にこの不納欠損額の部分でございます。市民税でですね、全体で法人、市民入れて6,159万4,147円ということで数字が示されているわけですが、それと同時に固定資産税もですね不納欠損が出ているわけですが、固定資産税は、4,300万ですね、4,396万4,000円ほど出てるわけですが。この特徴的な不納欠損にした大きな理由というのはどういうものがあつたのかお示しいただけますか。

○収納課長（萩元隆彦君）

まず、不納欠損した理由ですけど先ほど、前川原委員のほうから滞納整理のことでちょっと御質問あったことと重複しますが、まず納期限まで納付されなかった方につきまして、自主納付を促した後に財産調査を実施いたします。もし、財産調査で差押え可能財産が判明すれば当然滞納処分のほうを執行して行くんですけども、無かった場合、その差押えする財産がない場合は滞納処分の停止というのを地方税法に基づいて行います。この不納欠損に結びついているのは、全てこの滞納処分の停止を行った分が、こちらに反映されております。滞納処分する財産が無いということになりますので、ポピュラーなケースとしては、会社が倒産とか破産とか、事業不振とか、あと、本人死亡によって相続人が判明しないとか、いろいろそういうところがポピュラーなものだと思っております。

○委員（前川原正人君）

確かにそうなんですけど逆に言えば普通地方税法上は5年間の、5年間という一つの枠があるわけですね。これはもう全て5年以上経過をしたという理解でよろしいんですか。

○収納課長（萩元隆彦君）

前川原委員が今おっしゃったのは地方税の時効の部分のお話だと思います。もう一つ地方税法の15条の7という条項の中で、滞納処分の執行停止っていう項目がございます。滞納処分の執行停止を継続すると3年後に納税義務が消滅すると。あと、もしくは、資力の回復が望めない場合は直ちに納税義務が消滅すると。執行停止にした場合は、時効云々とはかかわらず、納税義務の消滅というのが別途出てきますのでそれで行っているということになります。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

以上で、総務部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時30分」

「再開 午後 2時35分」

△ 議案第78号 令和3年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第7号、令和3年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

それでは、議案第78号令和3年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、よろしくご審査いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。決算の詳細につきましては、安心安全課長がご説明申し上げます。

○安心安全課長（林元義文君）

議案第78号霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。本事業は、交通事故による負傷者等に見舞金を給付する、市独自の相互扶助事業です。決算書237ページから240ページをお開きください。歳入歳出予算1,627万円、収入済額2,897万9,629円、支出済額946万7,151円、歳入歳出差引額は1,951万2,478円となっております。それでは、「令和3年度決算に係る主要な施策の成果」に基づき説明いたします。151ページをお開きください。交通災害共済への加入状況につきましては、掛金を納付された加入者数は2万7,199人で前年度比465人の減となりました。これは、一般層は46人の増になったものの、小中学生層は145人の減、75歳以上の高齢者層が366人の減となったことによるものです。見舞金の給付状況につきましては、死亡見舞金の給付は前年度と同じくありませんでした。傷害見舞金の給付は103件491万円で、前年度比9件48万円の増となっています。以上で、令和3年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算に関する説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

級でいうとどの辺の級が1番支払いは多いんですか。件数は。

○安心安全課交通防犯グループ長（末重公司君）

級でいくと6級7級8級というのが多い感じです。6級については24件、7級も24件、8級が26件という数になっております。

○委員（有村隆志君）

今後の考え方をお聞きします。今現在、残高としてですね、残が残ってきているような状況だと思いますが。どれぐらい、監査委員の報告の中では、52ページに、2,897万9,629円というのが出ております。この金額でいいですか。

○安心安全課長（林元義文君）

ちょっと最後の部分が聞きとりづらくてすみませんもう一度よろしくお願ひします。

○委員（有村隆志君）

今現在ですね、事故に遭って、お互い助け合いの制度で、お金を、そのお金から、怪我に合われた方、死亡保険金なり、怪我をしたときにお支払いしているわけですけども。だんだんお金のほうが増えてきているような状況があるような気がするんですよ。ただ、この金額が今、こんなふうにふえている中で、この結果をどのように今後、いかしていくのかということについてちょっとお聞きしたかったんですけど。

○安心安全課長（林元義文君）

加入者数が減少、年々、減少してきております。以前の決算委員会でもこの状況をどうするのかというような質問もあったかと思ひます。そのときは鹿児島市が数年前この事業を止めているんですけども。そのときは確か人口の10%を切ったときに止めております。霧島市も20%を切るようなことがあれば、ちょっと検討していくべきではないかというような議論もあります。あともう一つは、今、止めたにしても給付権が2年間あります。止めた年以降。それ以降もやはり給付事業がありますので、その分の予算というのでも確保しながら将来を考えていかなければいけないところであるんですけど、今現在、昨年からずっと増えているというような状況は承知してるところです。

○委員（木野田誠君）

確認、一つだけ確認。今掛金を500円支払っているのは、小学生中学生も払っているんですかね。どうですか。

○安心安全課交通防犯グループ長（末重公司君）

今、委員からありましたように、掛金は今現在免除をしております。

○委員（木野田誠君）

有村委員の発言もありましたけども。この件で過去にいい制度だから絶対やめないでくださいという発言をした覚えはあります。というのは63か65歳以上の老人の方それから小中学生、この辺が前は無料だったんですね、掛金無しだったんですけども。いい制度ですからこの辺をですね掛金を有料にしても残してくださいということでお話したことがあったんですけども。当時のあれからすると、その当時は非常に無料の部分が多くて非常に原資が少なくなってきたというようなことがあってこれを続けるかどうかという話も出てきたわけです。これが、みんな入る人は有料になって今の結果があるわけですから、ぜひこれは続けるようにしていただきたいと。

○委員（有村隆志君）

大事な部分だと私もそう思ひますけど。今、20%切らないよにっていう話だったですけど。今の現状からいくと増えてくる。金額がどんどん増えてくるのではないかなというふうな気がしているんですけども。今後、だから基金とかなんか積んで、払わないといけないというのは分かるわけですけども。そういった部分を今後検討すべきじゃないかと思うんですけどどうですか。

○総務部長（橋口洋平君）

交通災害共済は今までの議会の中でも、いろいろありまして、先ほど木野田委員がおっしゃったように、減免制度があるということで、なかなか収入が伸びない。このままいくと一般会計から繰入れをしなきゃいけない。そこまでして残すのかっていう議論があったところでございます。そういった中で減免してました小学生と高齢の方も全て掛金をいただくということになって、今この

現在至っているところでございます。今の有村委員がおっしゃいましたように今年も歳入歳出差し引きで1,950万。これが来年度に送られていくところなんですけど。この額が適正かどうかというのは、検討しなきゃいけないんですけども、そのまま来年に送る繰越しのお金にするのか、基金にするのかっていうのは、このお金を原資にしてするわけですので、実質的には同様だと思いますので、ある程度これがどんどん増えていくことになると、やっぱり基金という形で、もし、なかなか運用って難しいんですけど、そういう運用もできればなというふうには考えておりますけれども。現段階では、この間変わった制度ですので、一時はこれを見守っていきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

1点だけ確認をさせてください。先ほどの課長の口述の中で掛金を納付された加入者が2万7,199人と。前年度と比較をして465人の減と。これは一般層が46人の増になったけど、小中学生層は145人の減。75歳以上の高齢者が、高齢者の方たちが366人の減となったということが理由なんでしょうけれど。これをどういうふうに分析をされていらっしゃるんですか。この制度自体は旧国分のときに始めた制度なわけですよ。ほかの合併前の町では、いわゆる一円保険、これが一緒になって今のこの共済制度になって、一緒に統合されたという背景があるわけですけど。今回のこの数字がですね、どういうこの状況のもとで分析をされて、なぜこういうふうになったのかですね、その傾向等がわかればですね、お示しいただければと思います。

○安心安全課長（林元義文君）

この件について具体的にこういう要因があるというのは、分からないところであるんですけども。ただ、小学校とか学校からもらってくる自転車保険とか、そういったのが小中学生には回ってきますので。そういった、あくまでも、こちらは給付事業なので保険とまた違いますので、その保険のほうに加入して、こちらのほうをもう入らない家庭っていうのもあるのかなあというふうに思っております。高齢者についても、今いろいろ、高齢者も有利な生命保険とかありますので、そちらの加入に流れているのではないかと考えているところです。

○委員（池田綱雄君）

関連でお尋ねしますが。この小中学生層の145人の減は、小中学生が数の減ですか、生徒が減ったということですか。

○安心安全課長（林元義文君）

加入者の減になります。小中学生で加入している、昨年と比較した場合、これだけ加入者が減ったということで、

○委員（池田綱雄君）

それではですよ、小中学生層の加入者は何名ですか。それと75歳以上の加入者の数字を教えてください。

○安心安全課交通防犯グループ長（末重公司君）

小中学生の数は1,321人。高齢者75歳以上が7,242人。一般の方が18,836人です。ごめんなさい、18,636人です。

○委員（池田綱雄君）

小中学生の1,321人が加入している。加入していない数字は何名ですか、加入していない生徒というか。

○安心安全課交通防犯グループ長（末重公司君）

加入してない数まではちょっと把握はしてないところです。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第78号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時52分」

「再開 午後 3時04分」

△ 議案第74号 令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第74号、令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、企画部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

企画部関係の令和3年度決算に係る主要施策の概要について、ご説明いたします。企画部は、企画政策課、地域政策課、情報政策課、DX推進課の4課で構成しており、資料は、主要な施策の成果の16ページから23ページです。まず、企画政策課につきましては、「霧島市ふるさと創生総合戦略」や産学官等との連携の推進、組織・定員の適正化、指定管理者制度の推進に取り組んでまいりました。次に、地域政策課では、航空機騒音対策としての空港周辺地域環境整備事業、地域公共交通の確保を図るためのコミュニティバス運行事業や路線バス支援事業等を実施したほか、移住PR・体験研修や移住定住促進補助制度などにより、中山間地域の活性化に取り組んでまいりました。次に、情報政策課では、電算機器の安定稼働、事務処理の効率化・迅速化及び住民サービスの一層の向上を図るため、電算機器の更新や住民情報などの基幹系システムの改修を行いました。統計業務においては、経済センサス活動調査などの基幹統計調査の実施や霧島市統計書等を作成いたしました。次に、DX推進課につきましては、令和4年4月1日に新たに設置され、情報政策課から情報化推進グループが移管されていますので、この部分の成果ということになります。DX推進課情報化推進グループでは、窓口業務改善及び各種申請支援など住民サービスの向上を目的として、AI-OCR及びRPAの導入を行いました。また、光ブロードバンド整備につきましては、第3期及び追加整備エリアの整備が完了し、これらの地域では令和3年11月からサービスの提供が開始されました。溝辺地区ケーブルテレビ運営事業においては、地上波デジタル放送とブロードバンドインターネットサービス等を提供しました。なお、使用料未収金の課題につきましては、加入者の債権管理のシステム化や徴収体制の強化により改善に努めているところです。以上、企画部関係の概要を説明しましたが、詳細につきましては、各課長が順次、説明いたしますので、審査賜りますようお願いいたします。

○企画政策課長（上小園拓也君）

企画政策課関係の決算についてご説明いたします。主要な施策の成果の16ページをご覧ください。地方創生の推進につきましては、「霧島市ふるさと創生総合戦略」に掲げた施策の効果検証等を行うため、「霧島市ふるさと創生有識者会議」を開催しました。また産学官連携として、新たに5企業等と包括連携協定を締結したほか、すでに連携協定を締結している企業等と協働して、行政情報を周知するためのチラシ配布や各種講座の開催、鹿児島工業高等専門学校での地方創生に関する特別講義などの取組を実施しました。次に17ページをお開きください。組織・定員の適正化につきましては、企画部と保健福祉部において、課とグループの再編を行い、令和4年4月1日現在の組織数は、11部局、5総合支所、74課、194グループ等となりました。また、職員数については、霧島市定員適正化計画に基づき、計画的な職員採用を行った結果、令和4年4月1日現在の職員数は1,072人で、対前年度比19人の減となりました。指定管理者制度の推進につきましては、令和4年4月に更新する7施設について、指定管理者の指定に係る手続を実施しました。令和4年4月1日現在、指

定管理者制度を導入している施設は、公募 263、直接 25 の計 288 施設となっています。以上で企画政策課の説明を終わります。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

地域政策課関係の決算についてご説明いたします。主要な施策の成果の 18 ページをご覧ください。空港周辺環境整備につきましては、航空機騒音に対する空港周辺地域の環境整備として、鹿児島空港周辺地域環境整備基金の対象区域等において、「NHK受信料助成」、「空気調和機器機能回復補助」、「社会福祉法人等が実施する騒音対策への補助」等を実施しました。バス運行事業のうち、コミュニティバスにつきましては、ふれあいバスやデマンド交通を運行するとともに、令和 3 年 10 月から、隼人駅を拠点に小田、小浜、隼人塚団地や商業施設を巡る 9 人定員の小型車両による「はやと循環ワゴン」の実証運行を行うなど、交通空白地域や交通不便地域の住民の交通移動手段の確保に資する取組を実施しました。次に 19 ページをお開きください。路線バスにつきましては、医師会医療センターや中心市街地を運行する「市街地循環バス」や本市をはじめ複数市町をまたがって運行する「広域路線バス」への補助を行うことにより、地域住民の広域的な移動手段を確保しました。次に 20 ページをお開きください。移住定住促進の移住 PR・体験研修につきましては、東京の地下鉄電車内への広告掲載や移住者向けのウェブサイト等を通じ、本市の移住者支援制度の情報発信を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により県外との移動が制限されている状況の中、オンラインによる相談会等を積極的に実施しました。移住定住促進の移住定住促進補助金につきましては、57 世帯 157 人を対象に同補助金を交付しました。このうち中山間地域への移住者は 52 世帯 141 人であり、本制度の活用を通じ、中山間地域の活性化が図られました。以上で、地域政策課の説明を終わります。

○情報政策課長（八ヶ代秋吉君）

情報政策課関係の決算についてご説明いたします。主要な施策の成果の 21 ページをご覧ください。電算業務につきましては、基幹系システムを始めとする各種システムを安全確実に稼働させるという方針の下、関係課・委託業者との連携を密にしながら、的確な運用に努めました。また、コンビニエンスストアにおける証明書交付事務において、戸籍附票の記載事項の追加・変更を行うため、所要のシステム改修を実施しました。さらに、国民健康保険制度の改正に伴い基幹系システムを改修し、令和 4 年度から開始された未就学児に係る保険料軽減に対応しました。次に 22 ページをお開きください。基幹統計調査につきましては、学校基本調査、経済センサス活動調査を実施しました。これらの基幹統計調査の結果については、国や地方公共団体において、様々な行政施策の基礎的データとして活用され、そのほか企業やマスコミ等においても広く利用されています。以上で情報政策課の説明を終わります。

○DX推進課長（野村博昭君）

DX推進課関係の決算についてご説明いたします。主要な施策の成果の 23 ページをご覧ください。情報基盤整備については、平成 30 年 8 月に策定した霧島市光ブロードバンド整備計画に基づく第 3 期整備エリアである、福山地区の牧之原及び福山地域、国分地区の上之段及び松ヶ野地域、並びに追加整備の溝辺地区の溝辺地域において光ファイバ網整備が完了し、令和 3 年 11 月 20 日からサービスが提供されています。次に、情報化推進については、ICT を活用して自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務処理する体制を構築することを目的として、AI-OCR 及び RPA の導入を行い、一部の業務に適用することで業務改善を図ったところです。次に、溝辺地区ケーブルテレビ運営事業については、溝辺地区におけるテレビ難視聴地域の解消とブロードバンド環境の整備等を目的とした事業であり、令和 3 年度も引き続き、ケーブルテレビ施設の適正な維持管理に努め、地上波デジタル放送、ブロードバンドインターネットサービス等の安定稼働を図ったところです。また、公正・公平な事業運営を推進するため、令和 3 年度ケーブルテレビ使用料等を含め、過年度

分の使用料未納者に対しては、適切な催告通知を行うなど、滞納徴収対策にも努めたところです。
以上で、DX推進課の説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

一般質問で取上げさせていただきました。溝辺のケーブルテレビの件についてお尋ねさせていただきます。23ページにございます現状の中に地上波デジタル放送と、自主番組多チャンネル、ブロードバンドというような表現がございます。自主番組のこの項目について疑問を思うところでございます。また、滞納徴収対策ということでは、運営規程の中に3か月滞納があれば停波ができるというような項目がございます。そういった催告通知なりの方法をとっているのかどうかお尋ねいたします。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（秋窪貴洋君）

はい、ただいま質問にありました。自主番組については、これまで自主番組というのは無い状況で、自主番組といえますか、ケーブルテレビの放送の中で、毎年度秋祭りや成人式について特別にこちらのケーブルテレビの事業から、番組料としてお支払いした中で番組を制作してもらって配信しているところです。続きまして3か月の停波につきましては、毎月滞納のある世帯に、オプション分の多チャンネルやインターネット分につきまして、毎月滞納のある世帯について、昨年度も5件ほど停波通知をしたところです。ただしその停波通知をした5件については、分納誓約や一部納めていただくなど何かしらの対応があったところでありまして停波は実施しておりません。

○委員（野村和人君）

規約上でございます状態ですので、今おっしゃったように前向きな姿勢があれば、そういったことも考えられるかと思いますがそのまま流してしまうとずっとその使用料が発生している状況になっていくわけですから、そこも含めてそこを削減しながらも滞納者の徴収について努めていただければ今後御留意お願いいたします。

○溝辺総合支所長兼溝辺総合支所地域振興課長（堂平幸司君）

秋窪サブリーダーから説明があったところなんですけど、停波の件につきましては5件ということだったんですけど7世帯の間違いです。7世帯に停波の通知をして、出した直後、通知のあった人から御相談があったということで。滞納の一部を入金するなどの相談があったところでございます。議員からのお願いがあったんですけど、滞納、今後も督促状の発送、催告書発送、などを定期的に実施してまいりたいと考えます。

○委員（平原志保君）

3ページのNHKの受信料助成等について伺いますけれども、対象区域のところはこの助成というものをされているわけですが、これはこの地域に新規に入ってきた方も対象ということでよろしかったでしょうか。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

今お尋ねがありましたNHK受信料助成につきましては、基金区域といわれる区域に住んでいらっしゃる方を対象としている補助金でございます。これにつきましては新規に入ってきた転入された方については対象外でございます。

○委員（平原志保君）

対象外ということは、今後この地域はこの件数は減ってくるということになるわけでしょうか。例えば親が住んでて子供の世帯に名前が変わったりということも出てくると思いますけれども、そういう方たちも対象外、新規ですから対象外ですかね。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

NHK受信料につきましては平成21年3月31日以前から引き続き居住する世帯の方々が補助の対象となっております。新たに転入された方については対象外でございます。一方でエアコンの設置、空調機の設置につきましては、これにつきましては、例えば相続などで、包括承継があった場合についても補助の対象としているということにございます。

○委員（平原志保君）

そうすると、居住している方で、名義が、受信料変わったりするわけじゃないですか。例えば親の名前で契約してて同じ家に住んでいて亡くなって子供が契約するという場合は、もうこれは継続されないというふうに考えたほうがよろしいですか。

○委員長（川窪幸治君）

ここでしばらく休憩します

「休憩 午後 3時24分」

「再開 午後 3時25分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

○溝辺総合支所地域振興課主幹（宗像茂樹君）

御質問のあった件について、例えばその親の方が亡くなられて同居でそこに住まれている親族の方がいらっしゃれば対象になるということにございます。

○委員（木野田誠君）

地域政策課にお伺いします。成果のところでは令和3年度の具体的措置3ですね。地方公共交通特別対策事業補助金（鹿児島交通）その次高崎観光バスっていうふうにあるんですが。廃止路線代替バスとして、県の関係自治体は運行経費を負担したということで、記載されているんですがこれはどういったケースでしょうか。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

御質問の地方公共交通特別対策事業補助金、これにつきましてはいわゆる廃止路線代替バスというものを対象としております。もともとバス事業者のほうで自主的に運行していた路線、それがなかなか利用が低迷している等の理由によって廃止をするケースがございます。そうなったときに、地方公共団体のほうが、赤字分、欠損額を全額負担いたしまして運行を継続するといったものが廃止路線代替バスとなっております。なおこの廃止路線代替バスにつきましては、一定の要件を満たしますと県のほうから2分の1の補助が出てくる、そういうような制度となっております。本市におきまして鹿児島交通と高崎観光、高崎観光についてももともとは宮崎交通のほうで運行していた自主運行系統という路線バス、これの廃止に伴いまして貸切りバス事業者である高崎観光のほうで運行を代わりに、たしか4、5年ぐらい前だったと思いますけど、運行を開始したと。その欠損分について霧島市のほうが負担をしているといったものでございます。

○委員（木野田誠君）

具体的にどこの路線のことでしょうか。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

鹿児島交通の分については、市内多数でございます。高崎観光につきましては霧島神宮と都城を結ぶ系統となっております。

○委員（前川原正人君）

先ほど企画部長のほうで口述の中でですね、第3期及び追加整備エリアの整備、光ブロードバンドの整備が完了したということで報告をいただいているわけですがこれも。これが今年の11月から供用が開始されたということで中山間地域の方たちは喜んではいらぬです。しかし、まだネット環境がですね、パソコンがなければならぬ、スマホを持たなければならぬということが大前提

になるわけですが、光ブロードバンドの普及率、普及率っていうのは、光ブロードバンドの環境は整ったんですけどこれを利用をされている方たちっていうのは、電子通信事業者からの情報提供等はないのでしょうか。どうなんでしょう。

○DX推進課情報化推進グループ長（二宮紀仁君）

3期に分けて整備をしておりますので、期ごとに状況を御回答いたします。まず1期目のところですが、本年8月末現在の数値になりますけれども、1期目が29.5%の方、世帯数の割合で29.5%の方が加入されております。2期目につきましては20.1%です。そして3期目、3期とあと溝辺まで含めまして16.5%の方が加入しております。

○委員（前川原正人君）

100%ではないことはわかってるんですけど、やはりせっかく光ブロードバンドが整備をされてですね、環境はある意味では整ってきたわけですのであとはそれをどういうふうに進捗をしていくのかっていうのが大切になってくると思うんですが。そういう取組等については次の年度以降、そういう取組の議論というものはあるわけですか。

○DX推進課長（野村博昭君）

光回線が整備されて、各家庭からそれを使ってはワイファイ環境でできるわけなんですけど。そこでパソコンの普及っていうのはそこまでちょっと、高齢の方であったりとかすると、余り望めないところであるんですけど。スマホについては大体の方が持ってらっしゃるということで。その中で高齢者の方などを対象にしたスマホ教室ですね、これは今年度相当数しておりますので、このような形で来年度以降もですね、進捗をしていきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

もう1点はですね、先ほど企画政策課長のほうから本年4月1日現在の職員数が1,072名でした。対前年度比で見たときに19人の減となったんだということで、口述のほうでおっしゃったんですけど。今年になってから職員の方たちが、本当にこう残念なことですけど、若くて亡くなられたりとかいう現状があるわけですが。今現在の職員数というのは実質で何名いらっしゃるんですか。

○企画政策課行革推進グループ長（米元利貴君）

4月1日現在で1,072名となっておりますけれども、そのあと2名お亡くなりになっているということで1,070名ということになります。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね、職員数とは別にいわゆる非正規、会計年度所任用職員ですね。これも以前のこれまでの委員会、議会の中で明らかにしていただいたのが、大体、それ以外に600ぐらい、400ないし、600ぐらいいるのではないかという話は聞いてたんですが実際のところ今現在どれぐらいの方たちが現場で働いていらっしゃるんですか。

○企画政策課行革推進グループ長（米元利貴君）

令和4年4月1日現在で725名の会計年度職員さんがいらっしゃいます。

○委員（前川原正人君）

それともう一つはですね、主要な施策の成果ですけども、この中で17ページの中で民営化計画に保健福祉施設民営化実施計画に基づいて、横川長安寮と高千穂保育園を民営化したということで一つの成果表として載ってるわけですが、このお話をした後の検証をですね、今どういう状況なのか、ちゃんと業務は回っているんでしょうけれども、その後の経過がどうなのか検証されてるんですか。

○企画政策課長（上小園拓也君）

委員からございました老人ホームの関係につきましては、所管が保健福祉部の保健福祉政策課で担当しておりますので検証等につきましてはそちらのほうでお尋ねいただければと思います。

○委員（前川原正人君）

それともう1点はですね、この移住定住促進の移住定住促進補助金ですけれども令和3年度の実績でいくと57世帯157人を対象に補助金の交付をしたと。このうち、中山間地域への移住者が52世帯、141人ということで、活性化がそれなりに図られたと思うんですが。問題はこれはプラスの部分なわけですよ。いわゆるこれも事業実施をしてきた経過があるわけですけど。今までの中で、ここはプラスの部分ですがマイナスの部分として、やっぱり長く居れなかったとか途中で、言い方悪いですけど、撤退をされた方たちも中にはいらっしやると思うんですが。そういうマイナス部分というのはどのような状況なのかお知らせいただけますか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

直近の令和2年度になりますけれども、返還年度という形でいわゆる、5年間のうちに転出等された場合は返還というのが出てくるんですが3名の方がいらっしやいます。やはりこれらの方々についてはどうしても転勤であったりということで家庭の事情がおもであります。相当な人数の中でこういった方が出てくるのもそれはやむを得ないかなというふうには考えているところです。

○委員（前川原正人君）

3世帯というそうそういう意味ですか。3世帯はわかりました。その中で家族の構成でまた人数等も違うんですが、その辺についてはどうなんですか。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

令和2年度につきましては3世帯なんですけれども件数をちょっと把握してませんので、人数を把握しておりませんので、後もって報告させていただきます。

○委員（木野田誠君）

関連にですね、57世帯ですね。これは各地区別に数を教えてください。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

令和3年度の、今人数の157名の内訳ということですが世帯数とあわせて報告してよろしいでしょうか。溝辺地区21世帯66名、横川地区3世帯9名、牧園地区6世帯13名、霧島地区11世帯24名、福山地区4世帯9名、国分におきましては市街地と中山間地等ありますけれども合わせまして2世帯4名、隼人地区につきましても市街地と中山間地区がありますが合わせまして10世帯32名、合計の57世帯157名となっております。

○委員（木野田誠君）

溝辺が21世帯、66名というふうに非常にこの中で多いわけですけども。この補助制度は改正になってからの補助制度だと思います。改正前の補助制度ではちょっと不備があるということでしょうか。そういうふうに改正されたわけですけども。その不備があるから新しい制度に変えたと、その辺の効果は見えてるのか見えてないのか。どうなんですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

改正内容の主なことだけ申し上げますと、以前は一世帯新築100万円とかというのは多額の金額でございましたので財政負担も大変大きいところがありました。そのような中で直近の改正では金額を圧縮するとともに、若年層への加算あるいは扶養への加算等をしまして大体半額ぐらいになっております。ちなみに数字等で申し上げますと改正前の29年は52世帯、30年が59世帯、31年令和元年の改正のときに駆け込み的な需要で92世帯と増えております。その後、金額をある程度圧縮して財政負担を減らしたにもかかわらず、大体対前年度比増加傾向になっておりますので、そういった意味では費用対効果はあるのかなというふうに考えているところです。

○委員（平原志保君）

移住のところで関連なんですけれども、空き家バンク制度を活用した住宅についてホームページ等を通じて情報発信を行っているということなんですが、こちらを利用しての移住者っていうのは

こちらで伺ってもよろしいですか。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

空き家バンクの物件で移住補助金を利用した。利用して移住した方ということで令和3年度につきましては、2組4人ということになっております。2世帯の4人。

○委員（久木田大和君）

地域政策課のほうにお伺いをします。バス運行事業の中のふれあいバス利用者数のところなんですけれども、隼人循環ワゴンができてそのところの活用ができていっているのかなと思うところなんです。福山地区などではなかなか自分たちが行きたい時間帯に行けないというような、お店が開いている時間帯にうまくバスが回ってないとか、あるいは行きたいところに近くに停留所がなかったり、あるいはそこに行くためにすごい時間がかかったりという声を聞くことも多いんですけれども。利用者数がどれぐらいになっているのか、細かい数字は要らないんですけれども、このところ含めてふれあいバスの現在の効果と今後の方向性をお示しいただければと思います。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

ふれあいバスの利用者、福山地区につきましては令和元年度からの推移を申し上げます。福山地区令和元年度が4,560人、令和2年度が4,364人、令和3年度が3,267人となっております。令和2年度と令和3年度を比較いたしますと、約1,000人の減、1,097人の減となっております。この一つの要因といたしましては、福山地区におきましてもふれあいバスの一部の系統のほうを廃止をいたしまして、デマンド交通への移行を進めたというところもございます。委員がおっしゃるとおり、確かになかなか行きたい時間帯にバスがないとか、あるいは御自宅の近くにバス停がないといったような声というものは、こちらのほうも伺うことがございます。そのような際には、地域住民の方々と極力地域の座談会等を開催しながら利用者の方々、あるいは地域の方々の御意見も踏まえながらふれあいバスの見直しであったり、デマンド交通への移行というものを進めているところでございます。また、今後の方針につきましては、これまでも一般質問の中での答弁にありましてとおり、市といたしましてはまずはふれあいバスの小型化などを図りたいというふうを考えております。そうすることによりまして利用者の方々のニーズ、要望に沿った形での運行というのも可能になると思いますし、停留所につきましても一般道ではなくて幹線道ではなくて例えば医療機関であったりとか商業施設、そういうところへの停車というものも可能になってくるというふうを考えております。

○委員（有村隆志君）

関連ですけれども、要望になるかな。循環バスの中で国分駅の前とそれから国分駅をちょっと出たところにバス停があって、ちょっと行けば便利なんだけど、そういった簡単な時刻表というか、スマホで見れるようなやつは開発してないですか。ちょっと答えられたら教えてください。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

今、御質問があった件につきまして国分駅の前を運行している系統と申しますと、市街地循環バスと呼ばれるものになるかと思っております。市街地循環バスにつきましては残念ながらタブレット、スマホなどで現在地が分かったりとかそういうようなシステムは導入していないところです。先ほどあります令和3年10月から自主運行を開始している隼人循環ワゴン、こちらにつきましてはスマホのほうで現在位置が分かたり、あるいは、今実際何人乗車されているのか、そういうようなのが分かるようなシステムというものを導入しております。こちらにつきましてもこれまでも一般質問の答弁にございます通りそのような取組につきましても、現在調査研究を進めているところでございますので本課といたしましてはこのような形を進めていきたいなというふうを考えているところです以上です。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

先ほど、議員のほうから質問がありまして、移住定住補助金の返還者の数なんですけれども、2年度なんですけど3世帯で8名です。

○委員（藤田直仁君）

バスの運行事業の先ほどの説明だったんですが、今ざっとここに表記されているふれあいバスの利用者の福山地区だけを取るととととですよ。3,267名ですよ。で、これと下の、さっきデマンドに移行してるって言ったんですけど、福山地区を全部足しても207名ですよ。総体的にかなり落ちてるような気がするんですね800人ですかね。ということは、他の地域においてもどういう状況なのか、大体でいいんですけど、推移を教えてくださいんですけど要するに増えている減ってるっていうですね。そうすると、相対的なやっぱり見直しが必要になってくるんじゃないかなというのを感じるもんですからそういう質問します。分かる範囲で結構ですので教えてください。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

委員御指摘のとおり全体的に全市的にふれあいバスの利用者というものは減少しております。地区別に申し上げたほうがよろしいですか。はい、令和3年度におきましては、3万8,127人でした。それに対しまして令和2年度、4万4,130人でございますので、総体としては令和2年度と3年度比較すると、約6,000人の減となっております。これにつきましてふれあいバス、デマンド交通あるいは路線バスもそうなんですけど、やはり公共交通施策については、いろいろと課題がございます。現在、来年度からの計画で市の公共交通計画のマスタープランである、霧島市地域公共交通計画の策定を進めているところでございますのでこれらの課題等も十分踏まえた形で、来年度からの計画のほうを推進していきたいというふうに考えております以上です。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで企画部関係の質疑を終わります。以上で、本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。明日の審査は9時からです。本日はこれで散会します。

「散会 午後 3時50分」